
平成27年第4回大和町議会定例会会議録

平成27年9月3日（木曜日）

応招議員（17名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀 啓君
10番	伊藤 勝君		

出席議員（17名）

1 番	今 野 善 行 君	1 1 番	平 渡 高 志 君
3 番	千 坂 裕 春 君	1 2 番	堀 籠 英 雄 君
4 番	渡 辺 良 雄 君	1 3 番	高 平 聡 雄 君
5 番	松 浦 隆 夫 君	1 4 番	馬 場 久 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	中 川 久 男 君
7 番	槻 田 雅 之 君	1 6 番	大 崎 勝 治 君
8 番	藤 卷 博 史 君	1 7 番	堀 籠 日 出 子 君
9 番	松 川 利 充 君	1 8 番	大 須 賀 啓 君
1 0 番	伊 藤 勝 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	熊 谷 実 君
保健福祉課長	千 葉 喜 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	次 長	櫻 井 修 一
主 任	逢 坂 孝 徳		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開会

議長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

定刻時間より少し早いんでありますが、おそろいでありますので、ただいまから平成27年第4回大和町議会定例会を開催いたします。

初めに、閉会中に辞職を許可しました議員の報告をいたします。

閉会中、2番浅野俊彦議員から平成27年8月31日付で議員の辞職願が提出され、同日の8月31日に許可いたしましたので、報告いたします。したがって、現在の議員定数は17名であります。よろしくお願ひします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番大崎勝治君及び17番堀籠日出子さんを指名します。

日程第2「会期の決定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月16日までの14日間に決定いたしました。

日程第3「諸般の報告」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、議員のお手元に配付のとおりです。ご了承ください。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。

第4回大和町議会定例会開会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成27年第4回大和町議会定例会が開会され、平成26年度各種会計決算を初め提出議案をご審議いただくに当たりまして、その概要をご説明申し上げますので、議員皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げるところでございます。

初めに、指定廃棄物最終処分場の件についてでございますが、去る8月27日に環境省より詳細調査に着手する旨の通知があり、翌28日に3市町同時に詳細調査に着手すべく環境省の担当職員が下原地区の候補地の現場に赴きましたが、加美町の反対により同時に調査に着手することが不可能となったために、環境省においては同日は調査に着手することなく撤収となったところでございます。

今週、8月31日も環境省におきまして3市町同時に詳細調査に着手すべく3市町の工事現場に担当者が向かいましたが、加美町の反対により調査に入ることができず、先週に引き続きまして撤収となりました。

また、今後の詳細調査の日程等は未定との連絡を環境省より受けたところでございます。

町といたしましては、これまでと同様に一貫して3市町の足並みがそろうことを条件に、やむを得ず詳細調査は受け入れるものの、処分場の建設に反対であることには変わりなく、今後も国の動向を注視し、処分場建設に絶対反対であること、処分場建設に不適地であることを国に対して強く訴えてまいりますので、議員皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

また、9月10日から実施が予定されております日米共同訓練についてでございます。

訓練の概要につきましては過半の総務常任委員会におきましてご説明申し上げたところでございますが、今回の訓練につきましては自衛隊側は陸上自衛隊第6師団の隊員約1,280名、装備がヘリコプター、戦車、迫撃砲など、米陸軍につきましてはアラスカ陸軍旅団約430名、装備が装甲車、りゅう弾砲、迫撃砲等を使用いたしまして、

9月10日から9月21日まで、それぞれの指揮系統に従い共同して作戦を実施する場合の連携要領を実行動により訓練をするとの内容でございます。

滞在期間中の部隊の秩序と最高度の規律の確保及び訓練に伴います安全対策に万全の対応を強く望んでいるところでございます。本町といたしましても、部隊滞在期間中は庁内に王城寺原演習場対策連絡会議を設置いたしまして、各種対策や連絡調整を行いますとともに、巡回班によります巡回パトロールの実施、町内各所における騒音測定及び振動、低周波測定のほか、防災無線を通じまして訓練情報や緊急情報をお知らせするなど、町民皆様方の安全の確保と不安解消を図るための対応策を講じてまいりますので、さらなるご理解とご支援をお願いするものでございます。

次に、本年の米の作柄概況に関してでございます。去る8月28日に東北農政局から作柄概況としまして作況指数102から105のやや良の発表がありました。7月下旬、8月上旬の気温は平年より高く、日照時間も平年より多く、降水量は逆に平年より少なく推移し、出穂期後の水不足が懸念されたところでございますが、お盆のころから曇天が続き、刈り取り期までの水田の乾燥が懸念されているところでございます。

病害虫につきましても、カメムシ類が多く発生しておりますが、逆にいもち病の発生は少なく経過していることから、今後は安定した天候で推移し、順調な刈り取り、豊作の秋を迎えられるよう願っているところでございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、認定第1号から第12号までの平成26年度各種会計決算でございますが、平成26年度は人口が前年に2万7,000人を突破し、働く世代の増加傾向が見られるなどの多様な住民構成を踏まえ、地域課題を主体的に捉えて大和町第四次総合計画を基本としたまちづくりを目指した予算編成・運営を行いました。

国の経済は平成23年3月に発生しました東日本大震災からの復興需要とともに、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の一体的な推進により景気は緩やかに回復基調で推移し、物価動向においてもデフレの状況ではなくなってきたものと思われます。

平成26年4月の消費税率引き上げに伴います駆け込み需要とその反動の影響が大きく見られたところでありますが、基調的には消費税率引き上げ後は耐久消費財を中心に個人消費の一部などに弱い動きが見られるものの、震災からの回復が緩やかに続いてきたものと考えております。賃金につきましては緩やかな増加傾向にあり、雇用と所得の増加に伴います経済の好循環が動き始めたと考えられます。

こうした社会情勢の中、本町では地方財政計画の内容を踏まえまして、国の取り組みと歩調を合わせながら、さらには大和町の現状を踏まえた上で、町税、地方交付税を基幹とした収入見通しと中期財政見通しといたしまして平成26年度から平成28年度までの歳入の見通しと性質別歳出の見通しを作成した上で、骨格となるべき主要事業は全て1件ごとに事業効果や実施の適否、予算規模の検証を行って、真に町民ニーズに応えた当初予算の編成、執行を行ったところでございます。

平成26年度大和町の財政は、震災復興のため多くの財源を要しました平成24年度、平成25年度の財政運営に比しまして落ち着きを取り戻し、第四次総合計画に基づいた「みやぎの元気を創造する産業のまちづくり」、「美しい自然を大切にする環境のまちづくり」、「安心した生活が送られる福祉のまちづくり」、「豊かな心をはぐくむ学習のまちづくり」、さらには「便利で快適に暮らせる定住のまちづくり」、「災害に強く危険の少ない安全のまちづくり」を基本理念に事務事業の執行を進めてまいったところでございます。

それでは、最初に一般会計に関する概要であります。当初予算94億4,400万円に対しまして5億3,062万7,000円の追加補正、補正回数8回、専決2回でございますが、この追加補正、並びに平成25年度からの繰越額2億2,419万1,000円を加えました101億9,881万8,000円が最終予算額となりました。

決算対象につきましては、平成27年度へ繰り越しを行いました1億9,566万3,000円を減じた100億315万5,000円となるものでございます。実質の収入済み及び支出済み比率は、収入が103.47%、支出が96.08%でございます。

収支の結果を見ますと、収入総額は105億5,274万2,000円、対前年度比は109.9%であります。対する支出総額は97億9,888万6,000円、対前年比108.5%となり、差し引き額は7億5,385万6,000円、対前年比は132.2%となりました。さらに、繰越事業への繰越財源は940万1,000円でありまして、実質収支額は7億4,445万5,000円、対前年比は139.1%となりまして、うち4億円を財政調整基金へ繰り入れすることとしておるところでございます。

歳入について見ますと、歳入の中核であります町税収入につきましては、たばこ税が地方税法の改正により増加となったほか、人口の増加や居住用住宅及び賃貸用集合住宅等の増加並びに企業等の設備投資の増加等による課税額あるいは徴収率の増加により、全体では44億724万1,000円、対前年度比は104.3%の増加となり、昨年度を上回る44億円台に到達いたしております。

また、地方交付税につきましては、普通交付税が13億8,781万4,000円、対前年度比

は102.8%、特別交付税が1億9,941万1,000円、対前年度比92.1%、震災復興特別交付税2億3,142万8,000円、対前年度比75.0%で、合計18億1,865万3,000円、対前年度比97.0%となり、前年度に比較して5,684万1,000円の減額となっております。

国庫支出金につきましては、決算額13億9,317万3,000円で前年度を大きく上回っておりますが、これは防災行政無線放送施設整備事業、小野小学校校舎増築事業がありましたことが大きな要因となっております。

県支出金につきましても、決算額7億5,227万4,000円で前年度を上回っておりますが、こちらにつきましては繰越事業であります民間保育所整備事業費があったことによるものでございます。

繰越金につきましては、決算額1億3,806万8,000円で前年度を上回っておりますが、防衛施設周辺整備調整交付金事業基金、まちづくり基金からの繰り入れがあったことによるものでございます。

町債は5億720万円で、うち臨時財政対策債が3億円、無線放送施設整備事業債5,910万円、水道会計出資債5,340万円、公立学校施設整備事業債9,470万円となっております。

この結果、歳入総額は対前年度比では9億4,735万4,000円の増額となったところでございます。

歳出について見ますと、平成25年8月には人口が2万7,000人を超え、地域発展に向けた取り組みが徐々に身を結ぶ中、学校施設整備や子育て支援等、新たな行政需要が見込まれる反面、地方分権の進展や少子高齢化の進行から都市間・地域間競争の時代や地球環境問題等、地方を取り巻く環境の変化を踏まえまして、今後のまちづくりの指針となる第四次総合計画に基づく事業を主眼に事業展開を実施してまいりました。

具体の事業につきましては、企業立地奨励事業、再生可能エネルギー等導入事業、安心子育て医療費助成事業、私立保育園運営事業、シルバー人材センター支援事業、町民バス運行事業、児童手当支給事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業、学校ICT環境整備事業、そして小学校学級支援サポーター、学習支援員、外国語指導助手、図書支援員の配置事業により教育環境の充実を図ったところでございます。

また、繰越事業を中心に、臨時福祉給付事業、子育て世帯臨時特例給付事業、民間保育所施設整備事業、地域防災計画改定事業を実施いたしました。

投資的事業関係では、学校施設整備事業といたしまして小野小学校校舎増築事業を実施いたしましたところでございます。

さらに、防衛省関係事業では、民生安定補助事業といたしまして防衛施設周辺無線放送施設整備事業を実施いたしました。

交付金事業といたしまして町道台ヶ森線の道路舗装工事や小型動力ポンプ付積載車購入事業を実施いたしました。

繰越事業としましては、町道柿ノ木線の道路改良舗装事業、橋梁災害復旧事業を実施いたしましたところでございます。

次に、普通会計の性質別経費について見ますと、人件費につきましては、13億1,638万2,000円、対前年度比98.5%の決算額となっております。扶助費は12億4,835万2,000円、対前年度比112.8%で、臨時福祉給付事業、子育て世帯臨時特例給付事業のほか、児童手当や障害福祉サービス費の増加によるものでございます。

公債費につきましては7億8,864万6,000円、対前年度比95.8%となっております、これは新規借入れの抑制や財政融資資金の金利見直しによるものでございまして、今後も低減するものと考えております。

これら3経費合計の義務的経費につきましては、33億5,338万円、対前年度比102.7%で、人件費と公債費は減少しましたが、扶助費の増加により8,763万3,000円の増加で、歳出全体に占めます割合は34.2%となっております。

次に、投資的経費でございますが、13億2,784万7,000円、対前年度比287%と大きく増額しておりますが、これは防衛施設周辺無線放送施設整備事業、小野小学校校舎増築事業等によるものでございます。

その他の経費につきましては、物件費が18億6,027万円、対前年度比108.8%と増加しておりますが、これにつきましては私立保育園運営事業費及び学校教育コンピューター、プレハブ仮設校舎の賃借料の増加によるものであります。

維持補修費につきましては、1億8,117万7,000円、対前年度比103.3%でほぼ横ばいとなっております。補助費等につきましては、14億7,667万円、対前年度比79.8%と大きく減額したのは、前年度に多額の企業立地奨励金があったことによるものであります。

投資及び出資金につきましては、1億9,791万8,000円、対前年度比139.3%と増加になっておりますが、水道事業への出資金の増加によるものでございます。

操出金は10億573万1,000円、対前年度比94.6%で、下水道事業特別会計への操出金の減少によるものでございます。

積立金、貸付金につきましては、それぞれ増加及び減少いたしております。

以上が一般会計及び普通会計決算の概要であります、その他国民健康保険事業勘

定特別会計を初め、各種会計も全て黒字決算の状況となっておりますが、それぞれの会計の独立性や受益者負担の原則を認識しながら、各特別会計の健全経営を図ることが必要であると判断しております。

続きまして、条例案件等についてでございます。

初めに、議案第50号でございますが、かねてより準備を進めておりました児童支援センターにつきまして、保健福祉総合センター・ひだまりの丘内に設置する運びとなりましたので、その設置と管理に関する所要の条例を定めるもの。

議案第51号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報に関する措置につきまして個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

議案第52号につきましては、国のいわゆるマイナンバー制度によります個人番号カード等の再発行の手数料を定めるものであります。

次に、議案第53号から議案第57号までの補正予算についてご説明申し上げます。

一般会計につきましては、補正予算額2億2,575万1,000円を追加いたしまして、一般会計の総額を98億7,083万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費は防衛施設周辺整備対策費といたしまして基金への積み立てとして4,653万1,000円、徴税費には法人町民税等におけます還付金及び還付加算金を計上いたしております。

民生費は、平成26年度の臨時福祉給付事業及び子育て世帯臨時特例給付事業の精算によります返還金として32万円、児童支援センター整備事業費といたしまして703万5,000円を追加し、土木費は、町道台帳作成及び修正委託費240万3,000円と除雪経費1億1,506万4,000円、町道維持管理費549万円、防衛省補助事業費1,824万1,000円、河川維持管理費としまして48万3,000円を計上いたしております。

消防費は非常備消防団活動費等17万7,000円、教育費は小中学校のエフエフ式暖房器の修繕にかかります経費、レクリエーション広場の管理等に要する経費等109万4,000円を計上いたしております。

これら以外に4月の人事異動によります人件費の調整を人件費計上の各科目におけます補正措置もあわせて行っており、関連する会計間の繰出金の調整も行っております。

以上が歳出の主なものでございますが、これらの経費に充てます財源といたしましては、繰越金1億6,582万1,000円、国庫支出金5,883万5,000円、県支出金106万7,000万円ほかをもって措置するものでございます。

また、介護保険事業勘定特別会計は国庫支出金等の償還金を追加し、落合財産区特別会計は地区内集会施設の修繕費の助成にかかわります操出金を追加措置し、後期高齢者医療特別会計においては人件費調整を行うもの、下水道事業特別会計は施設の管理に要する費用を追加措置いたしております。

次に、報告第1号につきましては、平成26年度大和町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行うものでございます。

なお、今会期中に契約案件、人事案件等を追加させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承をお願いいたしたいと思っております。

以上が今回提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきましてご可決を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶といたしたいというふうに思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第3 「一般質問」

議長 （大須賀 啓君）

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番千坂裕春君。

3番 （千坂裕春君）

皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問を始めます。

庁内の職場環境の改善について。労働安全衛生法は、労働基準法と相まって労働災害の防止のための被害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講じると、その防止に関する総合的・計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする法律である。

このことを踏まえ、以下の3点について町長にたずねます。1、同法第12条の衛生管理者の選任、同法第18条の衛生委員会の開催は。2、同法を受けて事務所衛生基準規則第21条、事業者は常時50人以上または常時女性30人以上の労働者を使用するときには、労働者が臥床することができる休養室または休養所を男性用と女性用に区別して設けなければならないが、庁内ではなぜ実施していないのか。3、同法第71条の快

適な職場環境を形成するための取り組みは、以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございます。初めに、労働安全衛生法第12条におけます衛生管理者の選任、また、同法第18条の衛生委員会の開催との質問でございますが、同法第12条の衛生管理者の選任につきましては、平成20年4月から保健福祉課の保健師を選任しているところでございます。また、同法第18条で事業者は健康障害を防止するための基本となるべき対策や健康の保持・増進を図るための基本となるべき対策、労災災害の原因及び再発防止対策で衛生にかかわる者などに聴取・審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならないとあり、設置が義務づけられておりますので、本町でも大和町職員安全衛生規程に基づきまして平成8年4月に設置されておるところでございますが、この衛生委員会につきましては現在開催されてはおりませんでした。

本町では職員の健康障害及び健康の保持をするために職員健康診断、職員数189名、臨時職員125名でございますが、診断はもとより、ストレスチェックの先行実施や産業医による健康診断書所見からの再検査など、職員と臨時職員の健康管理を実施してまいりました。また、平成27年度からこれは義務づけられておりますストレスチェック導入に向けまして、11月を目途に衛生委員会を開催する予定といたしております。

次に、事務所衛生基準規則第21条、事業者は常時50人以上または常時女性30人以上の労働者を使用するときは労働者が臥床することができる休養室または休養所の設置についてでございますが、現在、男女更衣室と職員厚生室が1階と2階にそれぞれ設置してございます。女子更衣室につきましては洗面台と簡易なソファを設けており、横になり休息できるようになっております。また、職員厚生室につきましては、カーテンで仕切れ、仮眠や休息ができるソファを設けている状況でございます。

次に、同法第71条の快適な職場環境を形成するための取り組みはとの質問でございますが、職場におけます安全衛生の水準の向上を図るために快適な職場環境を形成するために努めなければならないと考えておりまして、このためには職員の健康が一番と考え、職員及び臨時職員の健康管理を実施し、快適に仕事をしていただくようにしてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)
千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

今、答弁いただいたところで再質問させていただきます。

まずは、衛生管理者の代用として、代用と言っていいのかわかりませんが、保健福祉課の保健師を選任していると言われましたが、これは労働安全衛生法の中で衛生管理者に資格を取らなくても保健師で代用できるという理解でよろしいのでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

現在、保健師ということで申し上げましたが、資格を取っている保健師ということでございます。衛生管理士の資格を持っているということです。

議 長 (大須賀 啓君)
千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

それでは、この衛生管理者の資格を取られておる保健師というのは何人おられますか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

現在は1人でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

1人ということでお伺いしましたけれども、それでは、万が一この衛生管理者の資格をお持ちの方がおやめになったとか休養に入った場合の代用される衛生管理者というのはいらっしゃらないという考えでよろしいのでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今現在についてはそういうことになります。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

それでは不十分じゃないかなという印象を感じました。やはり職業上、病気になれる方または事情があつてやめる方、そういったものを踏まえた対応が必要ではないかと感じました。

それでは、次の質問なんですけれども、平成8年4月に大和町職員安全衛生規程に基づき衛生委員会を設置した経緯はあるみたいなんですけれども、これを開催していなかった理由は何でだったのでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

やっていなかった理由ということでございますけれども、これはやるようにすべきだという内容でございます。その中でやっていなかったということについては、これはこういったことでやっていなかったという明確な理由をはっきり言ってないというふうに思っておりますが、ただ、そういった環境についての課題とか、そういったものがあつた場合には当然やるべきだったんだろうというふうに思っております。

そういった課題がなかったわけではないのかもしれませんが、職員の話だと組合とか当時あったわけでございますけれども、そういった中でその段階での環境について大きな課題がなかったといいますか、そういうこともあったのではないかというふうに、これは推察でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

この法律の規定では月1回の衛生委員会の開催を義務づけられておりまして、記録を残さなければいけないということになっておりますので、今後はそういった対応を十分にさせていただかなければいけないかと思えます。

それで、休養室の件に入りますが、それぞれ男性、女性、分けした休養室、とりあえずあるというような答弁でしたが、例えば旧庁舎から新庁舎を建設されまして、こういった規定をきちんと理解しておる方がいらっしゃったら、例えばこの新庁舎を建てるときに休養室の件ということでもうちょっと有意義な休養室になったと思うんですが、新庁舎建設のときにそういった話というのはされていなかったのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

当時の設計者とか、いろいろお話を聞いてみますと、そういった提案というものが最初はなされていたようでございます。そういった施設をきちっと設けてと。ただ、そういった中で庁舎をつくる中でいろいろ予算の関係とか面積の関係とか、そういったことを鑑みて現在のような状況でのあり方といいますか、そういう状況になったという状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

表現悪くなりますが、職員の休息を軽視したのかな、予算より軽視したのかなという感じが否めないのです、今の状態では簡易室があるということの周知徹底が図られているかどうかということも疑問に残るところで、周知徹底はなされていますか。新入社員が入った折に「こういった休養室があるんだよ。ここで昼休みは横になってもいいんだよ」というような案内の仕方はされているのかどうか、お聞かせいただきたい。もちろんベテランの職員含めて、あるのかどうか聞かせてください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問、周知徹底というのはそういった施設をそういう形で利用できるのであるよというような周知徹底という意味かというふうに思いますが、私のほうから直接そういったことは申し上げておりませんが、当然更衣室を使うなり厚生室を使うなりというようなときには職員、先輩も後輩も一緒にいてそういった使い方をするものですから、ですから、その中での利用の仕方とか、そういったことは正式にこうこうという形ではちょっとやっているかどうか定かではありませんけれども、そういった伝えはできているというふうに思っております、その利用の仕方といいますか、そういったことについては職員はわかっているのではないかなというふうには思います。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

私、この質問をするに当たり職員さんのほうに確認はとりました。特に女性職員のほうは確認できないということで、お話しさせていただいた中で、聞いた職員さんは女性のところに体調とかちょっと悪くなったときに横になれるスペースはあるという返事をいただきました。ですから、昼休み休めるスペースとしては理解していない模様でした。

ですので、今後そういった施設があるのであれば、そういった周知徹底も必要かと思いますが、では、現在利用者数はどのくらいおられるのかなと思いますけれども。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
利用者数について統計的なものはとっておりませんので、ちょっとそこまでは把握していませんけれども、基本的には厚生室にしても食事とか、そういったときに使うというのが基本でございますので、そういったとき、あとは体調の悪いときに休んでいることもあるという話は聞いたことがあります、統計的なものはちょっととっておりません。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
また、この一般質問をするに当たっての動機というか、思ったのは、悪いことではないんですけれども、男性職員が1階のフロアの長椅子がございますよね。そちらのほうで昼休まれたのをちょっと見た折、やはり、もちろん悪いことじゃないんですが、来庁者もありますので気持ちが本当に休まる休憩じゃないのかなという感じをいたしました。

それで、私も民間の企業におりましたときに衛生管理者をやっておりました関係で、「ああ、そういえば休憩室、休養室ないな」と思った折にこういった質問をさせていただいたので、やはり職員の健康は大切です。町の頭脳と言われる職員ですので、やはり健康を管理した上で持たれる能力をフルに発揮していただかなければリーダーとしてはよくないんじゃないかなと感じたものでしたから、こういった一般質問をさせていただきますので、今後そういったものを考慮した上で対応願いたいところです。

2件目の一般質問に入ります。

職員の昇給・昇格について。人事評価は概して言えば職員の日ごろの努力、成果をたたえ、将来に期待を込め職員を激励する制度と理解する。しかし、評価者が熟練しなければ評価の寛大化傾向、中心化傾向、論理的誤差、ハロー効果などの評価のばらつきが生じる。そこで、多くの組織で採用されている昇給・昇格試験を実施し、より客観的要素を取り組むべきと考える。また、職員のさらなる研さんが期待されるが、

町長の考えをたします。

議長 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

それでは、職員の昇給・昇格についてのご質問でございました。

人事評価の目的につきましては、議員のご見解もありましたが、そのほかにも上司と部下の面談を通しまして仕事の方向性を示すことによりまして業務効率を高めることや、上司が部下の仕事ぶりを評価して本人に助言指導することによりまして、部下が成長することを期待する等の人材育成効果を目的ともしているものでございます。また、期待成果や期待行動を職員に理解させることでありまして、適切に評価することによって成長や行動革新のための方向性を職員に伝えまして、適切な評価に沿った処遇を行うことによって職員のモチベーションを高め、さらに評価結果のフィードバックを行っているところでございます。

評価の方法につきましては、一般職員につきましては第一評価者が各課長あるいは各室長、第二評価者は副町長または教育長がやっております、最終評価は町長を含めて協議を行って評価を行っております、評価のばらつき解消に努めているところでございます。また、平成26年度も人事評価者研修を実施しておりますが、今後も研修を通して研修者間の評価視点統一等を図るなど、工夫を凝らした研修を実施してまいります。

職員の昇任・昇格試験の実施でございますけれども、全国の自治体1,741のうち350の団体が昇任・昇格試験を実施しておりますが、ほとんどが政令都市や市でございまして、宮城県におきましては仙台市のみが実施している状況となっております。

自治体の多くが昇任・昇格制度を導入しない理由につきましては、筆記試験によって職員の実務の積み重ねを通して蓄えてきた能力がはかれるかということや、試験制度には他の職員との競争という側面がありますだけに、合格者、不合格者が判然としまして職場の環境が悪くなりはいらないか、また、現場職員と庁内において内部管理業務についている職員に有利、不利の差がないかなどが考えられます。さらに、ある自治体では仕事を差し置き昇任・昇格試験の勉強をする職員により昇任・昇格後に組織運営に影響を及ぼした例もあるようでございます。

本町におきましては以上の理由等々と職員全体を把握できる職員数でもありますこ

とから、現在の方向でやってまいりたいというふうに考えておるところでございます。
以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

それでは、2点目の再質問をさせていただきます。

課長、副町長、教育長、町長を初め、評価のばらつきがないようにするため日々研修されているということを書かれておりますので、こちらのほうはきょうは議論から外しますが、今いただいた答弁の中に1,741のうち350団体が実施されていて、政令都市、市以外、つまり町ではほとんどやっていないという状況であります。やはりそういうものは理由じゃないという感じはしておりますが、私、一般質問のこれを題材にしたのは、これを合格したからすぐに課長になれるというものじゃなくて、職員であれば最低限の法令または自治関係、世間の流れ、または一般教養というものが必要じゃないかという感じを受けましたので、一般質問の題材にしたわけですので、やはり町がしていないからうちもいいんだということじゃなくて、今後も調査研究していただきたいところです。

それと、他の職員との競争原理が働くということで、または職場がぎくしゃくする可能性がある、またはその試験を合格するために仕事をなげうってやる職員がいる、それによってかえって運営上まずくなったという事例があったみたいですけども、どちらにしても極端な話でございます。さっき言ったようにそれは最低限の条件としていただいて、やはり世の中競争原理がないところがないので、公平な競争の上での客観的なものが必要じゃないかということです。

つまり、評価者だけの評価で終わるとかえって不公平感があって、職場がぎくしゃくする可能性のほうが高いと私は感じますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず初めに、先ほど1,741のうち350というお話を申し上げました。政令市、市がや

っているということは申し上げましたが、町村がやっていないからやっていないという意味ではなく、実態としてそういうお話をさせていただきました。

それで、こういうところは職員の人数が多いということがありまして、ですから、なかなか評価をする全部に目が行き届かないということもあってやっているということも1つの理由だというふうに思ったので申し上げたところでございます。決してほかの町村がやっていないからやらないという理由ではないということをお願いしたいと思います。

それで、当然職員ですから勉強をしていかなければならない、それは絶対必要な話でございます。まず町でやらせる仕事、研修とか、そういうものはもちろんあるわけでございますが、そのほかにも個人個人のスキルアップというか、そういった形での自己努力といったものはやっていった中で、当然職員皆レベルアップを目指しているというふうに思っております。

特別他の課に行ったからといってそこで研修をがっちりするわけではないものですから、仕事については職員一人一人がやはり勉強しないと仕事ができなくなっていくので、試験勉強というものもあるとは思いますが、その職場に行った段階でといいますか、役場に入った段階でといいますか、その段階で職員の人は皆一生懸命勉強してスキルアップを図っているというふうに思っておりますし、我々町としてもそれを応援していかなければいけないというふうに思っております。

それから、人の評価という問題でございますけれども、確かに競争原理というものもあるというふうに思います。先ほどそういった理由もあるということでお話をおっしゃったところでございますが、そればかりかといえば決してそうではないということもありますし、また、評価をする人間が公明正大にきちっとできているのかといったときに100%であるということとはなかなか言い切れないというふうに思っております。

ですから、両方にいい面悪い面というものはあるんだというふうに思っております。したがって、どっちがいい、こっちがいいということではないというふうに思いますが、少なくとも今大和町の規模ですと、我々100%ではないにせよ、課長たちも目の行き届くという環境は、それはそれで非常に職員にとってもいい環境だというふうに思っておりますので、そのよさを生かすということは大切だというふうに思っております。

おっしゃるとおり、どちらがいい、こっちもこうではないかということは両方あるというふうには思っておりますし、こっちが100でこっちがゼロということではない

というふうに思っておりますが、評価の仕方については人が人を評価するという難しさもありますし、点数だけを見る難しさというものもあります。

こういったことについてどういう方法がベストなのかということはいろいろこれまでも皆さん考えてきた中だというふうに思っておりますが、現在は我々そういったいろいろな評価の仕方、あとは自己評価をしてもらうとか、そういった工夫もしながら今やってきているところでございますが、現在はそういった形で進めておりますが、今後そういった人の評価についてはいろいろな見地からといいますか、そういった研究といいますか、そういったものをしっかりしていかなければきちとした評価につながるような努力は常にしていかなければいけない。今のものがベストということではなくて、そういったことでやっていかなければいけないというふうに思います。

議長 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

この一般質問の昇給・昇格試験というのは筆記試験だけじゃなくて、例えば人前で話す能力とか、そういったものも含めているということをご理解いただいた上で話しますが、やはり課長となって、またはそれ以上の方がということになりますと、何かの町の主催する行事で挨拶、そういったものが出てくるかと思いますが、そういったもので町民の方から「最近町の課長さんのお話とか下手だね」というような話も受けた折、私も民間企業にいたときに、管理職になるときに試験官の前で論文とかを自分で書いたものをお伝えするというような試験もありました。

やはりそういったことで、職員であって管理職になる人間が町を代表してお話する機会も多くなる中、そういった取り組みがぜひ必要じゃないかと感じましたので、こういった一般質問をさせていただきましたので、今後も調査していただければありがたいと感じます。

3 件目の一般質問に入ります。

議長 長 （大須賀 啓君）

途中ですが、休憩します。暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

千坂裕春君。

3番 (千坂裕春君)

3件目の一般質問に入ります。

家庭内の手伝いについて。手伝いには次のような効果があると言われている。人の役に立つという経験ができる、忍耐力を養える、人の役に立つうれしさや満足感が味わえることで人に対する思いやりの心を育てる、人に感謝する心を育てる、子供の自信を育て自立の一步になる、家庭内のコミュニケーションの手段になるなどの効果が期待されます。取り組みを推進すべきと考えるが、教育長の考えをたずねます。

議長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

おはようございます。

それでは、千坂議員のご質問にお答えをいたします。

議員のご指摘のとおり、手伝いにはいろいろな効果があり、手伝いを通し人の役に立つうれしさや終わったときの満足感を味わうことができます。また、自分の欲求を抑え働くことにより忍耐強さや粘り強さが育ち、人のために働くことから思いやりの心や感謝の心も育ち、子供の自立につながっていくものと考えております。特に子供のころの家事や手伝いの経験がその後の生活に大きく影響するものと考えております。

生涯学習課では自然、社会、生活体験授業を推進しているところでございますが、幼児学級ではさまざまな活動に際し、材料や道具などの出し入れについては子供たちに働きかけ、進んで手伝いを行うようなかかわりに心がけております。

また、親子ふれあいキャンプでは、食事の準備や片づけ、テントの設営など、家族で取り組む機会を設けており、子供たちが進んで手伝いができるよう配慮をしております。

ます。キャンプの最後には講師から子供たちに2日間のお手伝いのお礼と、さらに家庭でもお手伝いをする事の大切さを話していただき、保護者の方々には子供のお手伝いを奨励するお話をいただいております。

このほかにも平成26年度に仙台保健福祉事務所で作成された食育すごろくを放課後子供教室わいわい等で活用しておりますが、すごろく遊びをしながら黒川郡内町村の施設や特産品、生活習慣の基本も学ぶことができ、その中に手伝いの大切さも取り入れられております。

学校教育の場においても家族の一員として自分がどのようにかかわるかを考える学習場面があり、学年の発達に応じ指導し、手伝いカードの作成や家庭学習カードに手伝いの欄を設け、実践させることも行っております。毎月発行の生涯学習カレンダーでは平成26年度からシリーズで「家庭教育支援館、子育てを考える」を連載し、子供を持つお父さん、お母さんを初め、子供にかかわる多くの方々に子育てのヒントをお届けしておりますが、10月号では「体験は発見の宝箱」として日常生活の中で行っている炊事、掃除、洗濯などを一緒に行い、家庭内でお手伝いをする事の大切さについて掲載する予定でおります。

今回のご意見を参考に、今後も手伝いの大切さの啓発を行ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

今回のこの一般質問をするに当たりどうしてこの一般質問をしたかという経緯をお話ししますと、私が最近読んだ書籍の中に「学校と暴力」という書籍がございまして、その中にこういった記述があったので紹介させていただきます。

私は価値のある人間だと思うかという問いかけに対して、日本の児童または生徒が36%は自分が価値のある人間と感じているという答えがあった中で、アメリカだと89%、中国だと87%、韓国では75%の児童生徒は自分は価値のある人間と答えているそうです。その中で、これがどうして問題なのかという著者の結論ですが、やはりこういった自分が価値のある人間と思わない、自分に自信が持てない、そういった児童生徒が学校内でどうしても荒れてくると結論づけております。

やはりお手伝い、本当に家庭で簡単にできるものでございますから、もしそれが本

当ならばやはり推進しなくてはいけないという気持ちを持って一般質問させていただいたんですが、多くの方はこういった効果が確かにもう感じているかと思いますが、その中で、では家庭のお手伝い、掃除とか洗濯とか、そういった家事または買い物などある中で、どのように教えていけばいいのかというところが難しいということでございますが、教育長の答弁の中にあったフレーズでございますが、どのようにそういった掃除とか家事に対して指導すればいいのかということで保護者にお伝えするのかなということで再質問させていただきたいんですけども。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教育長 （上野忠弘君）

ただいまのご質問ですけれども、非常に簡単なようで難しいことなんです。簡単であればとうとうもうできていていいはずなんですけれども、やはり昔考えれば我々というのは、皆さんもそうだと思うんですけれども、親の、あるいは地域の方の姿を見ながら、小さいころを思い出せばトイレからし尿をくみ出して、てんびんざおにつつて畑の中にあるますに投げてくるとか、あるいはまきを割るとか、あるいは風呂に水を入れて風呂を沸かすとか、それが当たり前のどこの家庭でもあった生活なんです。それは言わなくても自然に身についていた流れがあったわけです。それがやはり残念ながら現代社会では難しいという状況があります。

そんな中で、今学校では先ほど申し上げたとおり、お手伝いの例を学級内で話し合いさせると。そんな中でカードを配りながら実践させる。それから、保護者会の折にもぜひ一緒にということで、私も教員になってからこんな話を聞いたんです。子供と会話するときには向き合うよりも台所に立ってお互いに並んで作業するときいろいろな心配事を聞いたり、あるいは話を上げてあげるのが非常に効果がありますよということを保護者から聞いたことがありました。

そんな形で、学級の中で話し合いを持ったり、保護者会で話し合ったり、あるいはいろいろな方々の情報を得ながら互いに共有をすると。当然学校以外の子育ての場でも今いろいろな場面で教室を設けておりますけれども、そんな中でも情報交換をしながらお互いに教え合うことが大人同士も必要なんだろうと考えておりますので、さまざまな形でかかわれるような仕組みをつくっていきたいと考えます。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

過去の一般質問の中でも何度か紹介させていただいたと思うんですけども、大和中学校の野球部の生徒たちが体育館及び学校施設のトイレの掃除を行っております。始めたころはすごく嫌がっていたそうなんですけれども、今は楽しくやっていて、本当に気持ちを入れている子たちは素手でやっている状況でございます。それを野球部の顧問の先生が教えたということですので、教育長もそういった先生の意見を参考にさせていただきながらこの取り組みをぜひ推進していただきたいと感じておりますので、再度答弁をお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまご質問ございました野球部の件、つい最近大和中学校、それから吉岡小学校、黒川高等学校を会場にして「宮城掃除の会」というふうな、全国規模の組織なんですけれども、そういうものが約700名ほど、東北各県が多いんでしょうか、集まって実践会を行っておりました。

その場でやはり見ているとトイレを中心に活動しているんです。その中には地区の方々も入っておりました。あるいはPTAも入っておりました。今議員さんおっしゃったように大和中の野球部の子供たちが率先をしてトイレに素手で便器に向かう姿がありました。やはり非常にすばらしい姿であり、これについては大和町の小中学校の校長方もやはり進めたいと。

けさ回ってきた宮床中学校の2学期始めの会の校長の講話を読んでいたんですけども、やはりその中に徹底したいことと、挨拶と掃除を徹底したいんだと。掃除というのは手を抜こうと思えば抜けるものだ。サボろうと思えばサボれる。つまり逃げる姿がそこにあるんだと。目標を達成するための基本は逃げずに取り組むと。だから掃除というものは非常に大事だということを始業式の朝礼で話しておったようです。

そんな意味で、これから私自身も凡事徹底ということで3つを特に今話しております。挨拶をしましろうと。清掃をしましろうと。整理整頓をしましろうと。この3つの

ことを徹底することによって自然のうちにほかのこともできますよという話をしております。今後もそんな姿で努力をしていこうと思いますので、またご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

町内の児童生徒が自信に満ちあふれ、活気のある姿になることを期待しまして私の一般質問を終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で千坂裕春君の一般質問を終わります。

続いて、11番平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

私からは3件6要旨について質問をさせていただきます。

第1件目の本町の防災調整池は十分な機能を發揮しているかの質問であります、本町は現在多くの開発等により人口も増加し、宮城の中核都市としてすばらしい発展を遂げております。開発にはどの開発においても洪水対策等の雨量計算が行われ、下流域に配慮した防災調整池が義務づけられております。この防災調整池は完成時点では大事に管理をされますが、年数がたつと管理のずさんさから維持管理者不明、農業用水専門ため池と勘違いをされ、常に満水状態になっているものもあります。

最近は異常気象、ゲリラ豪雨などとして洪水被害地域をやむを得ないものとして見逃しがちであるが、どのような降雨であっても現在の気象予報水準では十分に事前キャッチが可能な時代であることより、開発に隠れた見えない部分の洪水地域への配慮として防災調整池のキャッチ能力の再点検と維持管理者操作の充実を期待するものがあります。

そこで2点について伺います。1、本町には宮城県管理、町管理の防災調整池はどれくらい設置をされているのか。2、これらの維持管理、町管理はそれぞれどのようなになっているのか。特に大雨予報時点での周知方法はどのように対処しているのかを伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの平渡議員のご質問でございますけれども、本町内の防災調整池につきましては、宮城県の管理分といたしまして仙台北部中核工業団地内に2カ所、リサーチパーク団地内に1カ所の3カ所でございます。また、町の管理分といたしましては、大和インター周辺団地内に2カ所、吉岡南第2団地内に2カ所、流通団地内に1カ所、三峯地区に1カ所、五福院地区の1カ所の6カ所でございます。そのほか、農業用ため池と兼用する防災調整池といたしましては、もみじヶ丘団地内に1カ所、杜の丘団地内に1カ所の2カ所ございまして、公園と兼用する防災調整池といたしまして吉岡東団地内に1カ所、計13カ所の防災調整池となっております。

防災調整池は宮城県が定めます開発にかかわる防災調整池設置要綱に基づきまして開発者が設置するものでございまして、近年の治水対策の一環といたしまして、宅地開発行為等に伴います河川流域の流出量の増大に対しまして、一時的に雨水を貯留して下流河川の洪水負担の増大の抑制を図ることを目的に設置されます洪水調整機能を有する施設でございます。

次に、これらの防災調整池の管理についてお答えをいたします。

防災調整池の維持管理にかかわる点検事項といたしまして、1点目が調整池の状況及び周囲ののり面の確認、2点目が調整池からの放流口となりますオリフィス、排水ますや放流管等の構造物の損傷及び異物の有無等の確認、3点目が放流管下流の水路の状況の確認となっているところでございます。

防災調整池の操作につきましては、その構造上下流域への流出を一時的に貯留する機能となっております、基本的に出水時における操作を行うことはなく、定期的な点検や清掃及び日常の維持管理が大変重要となるものでございます。

今後も貯留機能の低下を招かないように維持管理の充実に努めますとともに、水路に設置されていますゲート等を管理する水利関係者に対しましても改めて維持管理の重要性を周知するなど、防災調整池や水路等の機能が十分発揮できるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

これ開発者が設置するものとなっております、宮城県または町で管理をしているんですが、宮城県でつくったものは県の管理となっております、ある民間業者がつくっておる防災調整池もあるわけでありませぬ。それは町のほうでどのように把握しているのか伺います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、今町、県のお話をさせていただきます。民間の開発についての……では、済みません、課長からお答えします。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 (佐々木哲郎君)

それでは、民間の開発に伴う調整池ということでお答えさせていただきます。

質問の中には県管理と町管理ということだったものですから、民間開発については詳しくは数値を捉えていないんですけれども、いわゆる山砂とか、そういった採取業者がほとんどだと思います。いわゆる一般の宅地開発における民間開発につきましては、調整池については不要なものとするということでございますけれども、現在町内における民間の宅地開発における調整池はございません。山砂採取とか、そういったものについては調整池というよりも、むしろ下流への土砂の流出防止ということで、堆砂池をつくって対応しているところでございます。その量についてもやはり下流側の洪水を抑制した形で設計されているものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

この防災調整池は水利計算上50年に一度の大雨にも対処できるようにつくられておるわけでありますが、近年、作成時と比べ今は大雨、ゲリラ豪雨等で相当の水が一気にあふれるといった中で、河川及び流下住民は災害の危険性を相当はらんでおるといような状況で、今の防災調整池で大丈夫なのか、それは町のほうでは今のままでいいか、または再点検をして雨量計算等々をやるおつもりはあるのかを伺います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

団地開発とかやる場合には、先ほども申しましたとおり、そのことよっての水がどんどんふえるということで、それを川に入る前段で受けとめるといいますか、調整するための池ということで調整池ということでございます。何十年というもので見ているわけですが、議員お話しのとおり昨今ちょっと極端な例が出てきているということがございます。

それに対しての調査というか、今そこまでの具体の考え方は今のところは持っていないところでございますけれども、これは大和町に限らない話だというふうに思いますので、今後そういった調整池についての調査と申しますか、あるいはちょっと話はずれますけれども、震災等でもある程度の規模があったのですが、今回の震災があつて少しレベルが高くなって基準が変わったとかということもありますので、そういったことについてはちょっと町単独ではなかなか難しいところがありますので、県とか国のほうの考えとか、そういった動向とか、そういったものは見きわめなければいけないというふうに思っております。

今現在、申しわけありませんが、町独自でそういったものに対して雨量計算をしてこれでいいのかどうかという確認をするという、そのどの基準でやっていくかということもありますので、何かちょっと今の段階では難しいかなというふうに思っておりますが、今後国とか県とか、そういったものがいろいろこういったものに対して考え方も改まってくることもあろうかというふうに思いますので、その辺はしっかり注視していきたいというふうには思います。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

北部中核工業団地にあります防災調整池1カ所の中で五輪沢防水池ですか、あそこも見てきましたけれども、今あそこは本当に木が生い茂って、果たしてこれが防災調整池なのかというような状況に今あります。それで、あそこ一気に水が来る、その排水口が相当大きな排水口なんです。あその場合。降ったものが全部ためないで排水されるような状況。そのために下流のほうの身洗川が大分崩れており、また、いざ出水があった場合、報恩寺周辺、相川のほうの上流のほうまで今水があふれる状態になっております。

ですから、防災ため池と言いながら逆に降ったものを一気におろしてよこすような状況にもなっているように見受けられましたので、県とやはり検討していただいて、あその排出口をあんなに大きな排水口では私は防災ため池の機能ではないと思って見てきたんですが、その点、町長、わかる範囲でいいからお答えください。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

防災調整池につきましては、先ほども申しましたとおり、そこで出口を調整してというのではなくて、出口の出口といいますか、その調整をしまして、それで大量に流れていかないように、一定量が流れるようにというようなつくりというふうに基本的にはなっているというふうに思っております。

今議員お話しのとおり非常に広いということ、そういったことで下流部にといいことでございますので、これは県のほうでは当然そういった計算をしながらつくってあったというふうに思っておりますが、昨今の雨の状況等もある中で、その辺ちょっと県のほうにも確認をしてみたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

早速あそこの五輪沢防水池を見ていただければわかると思いますので、まず管理のほうもしっかりなされていないし、また、排水口も余りにも大きくて、あれでは池の機能としては私はいかかなものかだと思いますので、県のほうに早速問い合わせて事前協議をしていただきたいと思います。

あと、今、杜の丘とかもみじヶ丘は一部水利のほうに使っておるということで、常にはある程度水は満水状態になっております。この前、雨が降っている中、8月末ころに全部私は防災調整池を見て回りましたが、もう満水状態になっているんです。特に杜の丘の防災調整池は。あれは農業用水として使っているからだと思うんですけども、今の時期やはり台風シーズン等々が来るのがわかっておるのですから、やはりあそこはもっと水位を下げておくべきではないのかなと。今の下のコンクリートがあって、その上がのり面になっているんですけども、コンクリートが隠れているくらい今水は張っているんです。多分下の農家組合かどこかが今管理をしているんだと思うんですけども、やはりそれは町のほうで防災調整池として機能しているんであれば、やはり水を使わなくなった場合、そこは事前に水位を下げて、やはり台風シーズンまたは水が要らなくなった場合にはゲートを上げて少し水をおろしておくというような指導も徹底していかなければ私は防災調整池としての機能は発揮されないと思うんですが、いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話しのとおり杜の丘の防災調整池ですけども、農業用水と兼務しているということでございます。したがって、農業用水に対して必要なときには水が必要なのは当然ですが、そういったことでの貯水ということで、議員さんが見たときにいっぱいになっていたので調整をというお話だというふうに思います。

基本的にはそういうことであるわけでございますが、あそこの場合ちょっと特殊な事情というのが、川から入ってくる水がないんです。要するに上から雨水だけを受ける調整池になっております。したがって、水が一旦抜けると次たまるまで雨が降らないとたまらないということで、それで、一旦流してしまうと次にためるまでが非常に時間がかかるとか、そういったことがあるがために余り一遍に全部流せないという状況もあります。

ただ、お話しのとおりそういったところで水位が大きく上がってくるという状況等があるケースもあつたりすれば、その場合には多少落としてもらうとか、そういったことの調整はしていかなければいけないというふうに思っております。

今、どうしても農業者の方々につきましては水が欲しいときに水がないと大変だということもあつて、全ておろすということはしていないこともあろうかと思いますが、先ほど申しましたとおり川とかから常時入ってくる池であれば常にたまりやすいのですが、なかなかそれがなくて雨水だけということもあつて、その辺がちょっと少しためておく慎重さもあるんじゃないかというふうに思っております。

しかしながら、調整池ということもありますので、その辺につきましては用水を管理している方々とのいろいろな話し合いの中で適正な管理といいますか、そういったものは話し合いの中でやっていきたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

上流の方々の思いは私も十分わかります。水はやはり今すぐにはたまらないものですから、徐々にためていくというのは。ただ、いざ大雨災害となればそのゲートを一気に開けて雨が降った以上に水をおろすのが上流の方々の、堤が壊れないとか、防災調整池が壊れないようにゲートを開けますよね。そうすると、降雨量より多くの水が下流に来るから、結局下流のほうではもうそれがたまつたものじゃないです。氾濫して洪水状態になる。

ですから、やはり今の状況、気象状況等々、今1週間、2カ月間の気象状況がわかるわけですから、だから、そういうときは町のほうでやはりこのように台風が来る、この日来るから少しおろしておいてくれとか、やはり随時そういうことをしなければ下流のほうはいつまでたっても洪水地域で終わってしまうんです。

ですから、そういうものをこれからきめ細かに、そういう上流の方々のため池等に関してはやはり徹底して指導していただきたいと思いますので、1件これで終わらせていただきます。

次に、2件目の現在の嘉太神ダムの能力と今後の見通しについての質問であります。嘉太神ダムはこの十数年間は単なるため池の状況であります。また、農業用水のため池でさえも底樋は機能しておりますが、今の嘉太神ダムは底樋が死んでから十数

年間も経過をしております。底樋が死んでいること、そのことが堆砂量の増加要因となっています。

以前、二十数年前の嘉太神ダムは約15平方キロメートル、1,500ヘクタールの集水区域より日雨量100ミリの取水があっても余水吐きより一滴も越流させないでキャッチでき、農業用水はもちろん、防災機能としても大きな効果を発揮しておりました。異常気象、ゲリラ豪雨などと言われる昨今、当該ダムの一日も早い機能回復、そして本町の母なる川、吉田川の新たな治水対策に向けても、下流住民に安心感を与えるよう期待するものであります。

そこで、3点について伺います。1、現在の嘉太神ダムの貯水量と農業用水としてかんがい能力面積は。2、防災機能としての能力は何ミリの降雨の対処可能なのか。3、今後の回復等、改修見通し、とりわけ止水等防災機能の見通しについて伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、嘉太神ため池でございますけれども、このため池につきましては昭和11年に完成しておりますが、昭和25年のルース台風によりまして被災しまして、県営災害復旧事業によりまして昭和31年に完成したものでございまして、大和町ほか2市4カ町村組合により運営及び維持管理を行い、現在に至っているところでございます。

まず、嘉太神ため池の貯水量は、計画時の有効貯水量につきましては71万9,000立米に対しまして、平成17年の堆砂量調査の結果、55万3,000立米でございまして、77%の貯水率となっております。また、かんがい面積につきましては650ヘクタールでございます。

次に、嘉太神ため池の管理規定におきましては、緊急時における措置に関する事項が規定されておりますが、数値的な基準については流入計及び流出計の設置が整備されていないところでございまして、天気情報を得ながら経験により行っているのが現状でございます。

次に、今後の改修等でございますが、農業・農村整備事業管理計画におきまして県営での事業化をお願いしているところでございますが、平成27年度に農村地域防災・減災事業、調査計画事業でございますが、この事業、国の補助率が100%でございますが、この事業としまして測量業務、平面、縦断、横断測量あるいはボーリングなど

の地質調査、また、現堤体の安定計算や健全性の評価を行いまして、今後の事業実施に向けた問題点の提起と追加の調査、試験等を含めた今後の計画について整理することとしておりまして、これらを踏まえまして事業実施が可能と判断されます該当事業を検討していくこととしておるところでございます。

今後、基本計画を策定する際には、治水と防災機能についても考慮しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

これ今1点目の貯水量、平成17年の堆砂量調査であります、あれから10年たっております。今見ますとこの55万3,000立米よりもっともっと少なくなっているのではないかと思います。

それで、またこのかんがい面積650ヘクタールとなっておりますが、今40%が減反等々で作付ができない状況の中で、もしこれが減反政策が廃止になり、餌米またはいろいろな面で稲作が全部つくってもいいというような状況になった場合、果たしてこの650ヘクタールで間に合うのかと。やはり早急にこのダムに関しては考えていかなければならないのかなと思っておりますが、町長、この点でいかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この堆砂量につきましては確かに平成17年ということでございますので、10年前に調査をいたしました。それ以降しておりませんので、この77%というものにつきましては多少といいますか、減るといった状況になってきているというふうに思っております。今後、先ほども申しましたようないろいろ調査をしている中でそういったことも必要ということも出てくれば、それも一緒にやることも出てくるというふうに思っております。

それから、かんがい面積につきましては650ヘクタール、これがこのダムにつきましては650ということで見ているところございまして、かんがいというか、水が集

まってくるという面積という考え方でございますけれども、それで、農業用水としてもちろん農業でございますので、減反が今度ふえた場合とかといった場合にこれで間に合うのかという問題につきましてはいろいろ意見もあると思っておりますが、今このほかにも南川ダムとか、そういったことも出てきておりますので、このダムはこのダムとしての役割をきちっとやっていかなければいけないというふうに思っておりますが、そのほかでも補完をしながらやっていくということも考えていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、この今の状況でいいということではなくて、これについては先ほども申しました組合議会といいますか、議会でやっているわけでございますが、各市町村の中でこの調査が必要である、今後のあり方が必要であるということでもいろいろご検討もいただいた中で今進めておりますので、今後この調査の動向によって次のどういった方法でやっていけばいいのか、そういったものについて考えていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

一部事務組合の協議は当然大事なことでありますが、何といたっても当該ダムの設置市町村は本町、大和町でありまして、管理者は浅野町長でございます。また、管理は本町役場の職員が行っております。やはり第一番目に恩恵を受けるのは本町でありますので、町長、やはりこれは各関係の市町村と協議するのもよろしいですけれども、やはり大和町が率先してこれを持っていかなければ、一番のものは大和町であります。

それ今、私もこの前見てきましたが、もう常に満水状態です。余水吐きからもう越流しているような状況で、結局この前の大雨のときもあのままの状況で越流している。ですから、100ミリ降れば100ミリの雨が一気に下流に来ます。ですから、全然防災、治水としての役割は今一切果たしていないんです。ですから、これは早急にやはり大和町が音頭をとって進めるべきではないかと思うんですが、いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

組合議会でやっているということでもありますけれども、もちろん大和町が中心にや
って進めておるところでございますので、音頭と申しますか、中心になってやってお
るところでございます。なおやってまいります。

それから、今常に満水ということもございますけれども、基本的にここに付きまし
ては巡視員がおりまして、週1回定期的な見回りをしております。また、町のほうで
も月一遍ぐらいでしょうか、巡視をしておりまして、多いときには1番、2番、上2
つについては当然機能しますので、そういった調整はしております。ただ、経験値
ということで先ほど申しました入ってくるものと出ていくものの量が正確につかめな
いものですから、そういったものの調整はやっているところです。

ただ、ああいふ豪雨がぱっと降った場合には満水になることもあるわけです。常に
越流状態ということではなくて、その辺については町のほうでも監視員の方もやって
いるところがございます。ただ、それで絶対かという、そうではないところもあり
ますし、ご案内のとおりかなり古いところもあり、常にはある程度水位を下げるよう
な、満水にならないよう、ちょっと古くもなっておりますので、そういったことで水
位は基本的には下げるような管理をしているところがございます。

なお、その巡視といったことはきちっとやってまいりたいと思いますし、また、修
繕と申しますか、そういうものの進めは町としましても当然きちっと一生懸命やって
まいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

1番、2番、3番まであります河道が、それは機能しているということですが、8
月末に行った大雨が降っている中でもその道は多分開けていなかったのかなと私は見
てきました。相当の量です。ですから、さっき上流のため池の件もありましたが、や
はり今の水が要らないような時期、また台風が来るような、何日前かわかっておるわ
けですから、やはりいつまでもためておかないで、やはり水は抜いてもらっておかな
いと、いざ大雨が降った場合はその水が一気に下まで。ですから、明ヶ沢もあの辺、
上流で今あふれ、今度来年から明ヶ沢は改修工事をやるようですが、あれ何回改修や

ったって、その水が一気に今のあのダムでは来ますので、そののところも踏まえた検討をお願いしたいと思います。

あと、これは早急に起債を起こしてでもやはり早急にやらなければならない。ただ、27年度にいろいろ調査をやるようですが、この工事をやるというのは何年ごろから。あわせてお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在調査をしているということでございます。したがって、どういった方法でやればいいのかとか、直す方法とございますか、そういったことも出てきますし、あと、補助の関係もある。起債はというお話でございますが、全てというわけにもまいりませんので、そういったことでできるだけ早くやりたいとは思っておりますが、ことし調査の中で、来年の国の補助が出るかということもあるんですけども、来年の詳細調査とか、そちらに入っていけるかどうかということで考えております。

なお、このことにつきましては町が中心になるのはもちろんですけども、基本的には受益者負担とか、そういったこともいろいろ出てくるものですから、ですから、町が中心ではありますけれども、嘉太神ため池議会の方々に、あるいはもうその次には受益者の方への説明とか、そういった段階があるというふうに思っております。

あの状況につきましては直さなければいけない状況ということでございまして、お願いをしておりますが、もう一方で国のほうにはあそこにダムが必要だということで嘉太神ダム、ため池ではなくてダムの建設ということもまた国のほうにも別な形で要望しております。なかなかこれは時間のかかることですけども、そういったこともあわせながらやっていかなければいけないというふうに思っておりますが、できるだけ早くいい方法を見つけて取り組めるように努力してまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

とにかく今いろいろ団地、リサーチパーク等々も開発が進んで、あそこから来る竹林川に流れ、宮床川から竹林、また善川から来て、また吉田川から来る落合橋の三川合流、やはりあの辺が一番水位が上がって、今国のほうでは粕川堰の土砂の堆積したものをことしからとるような感じでやっていますが、やはり下のほうだけでなく、やはり上流のほうまできちっと直してもらわないと、やはり下流の方々は本当に心配でなりませんので、町長、やはりまずあのダムをきっちりと早く直していただいて、もとどおりに1,500ヘクタールの集水が日雨量が100ミリでも越流しない程度のダムでありましたが、それになるべくそれ以上のダムとしての治水としての機能を果たすような役割を早くしてもらいたいんですが、1点だけ答弁もらって2件目を終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この嘉太神につきましては本来農業ため池ということですが、今の機能としての役割はダムという機能といたしますか、そういったことの大きな役割も担っているというふうに思っております。したがって、安全・安心ということにつきまして最上流部の部分でございますので、このことについてはできるだけ早くといいますか、やっぴかなければいけないというふうに考えておりますので、今後も努力してまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

途中ですが、休憩します。

再開は午後1時です。

午前11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

それでは、3件目のふるさと納税を子育て支援基金として取り組んではの質問であります。北海道上士幌町はふるさと納税を北海道で一番多く集めている人口5,000人弱の小さな町であります。上士幌へのふるさと納税がスタートした平成20年度は1件5万円の寄付金額であったが、6年後の昨年度はおおよそ2万倍の9億円を超える金額となりました。平成26年度からは寄付金を活用し、ふるさと納税子育て少子化対策基金を創設し、子育てや教育の充実、少子化対策等に対して重点的に取り組んでおります。本町でも子育て支援の目的でふるさと納税に本腰を入れてはどうか、伺います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ふるさと納税についてでございましたが、ふるさと納税制度につきましては2008年に生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されたところでございます。自分の生まれた故郷に限らず、どの自治体にでもふるさと納税を行うことができますので、それぞれの自治体がホームページ等で公開しているふるさと納税に対する考え方や集まった寄付金の使い道等を見た上で応援したい自治体を選択することができるものであり、特に寄付金の使い道につきましてふるさと納税を行った本人が用途を選択できるようになっている自治体もあるところでございます。

自治体に寄付をしますと2,000円の自己負担分を除いた金額が所得税や居住地の住民税から軽減されたり、多くの自治体が納税に対する御礼として地元の特産品などの特典を送付している状況にございます。

平成27年の税制改正では4月からふるさと納税にかかわる特例控除額の上限が個人住民税所得割額の1割から2割に拡充されたほか、サラリーマンなどの給与所得者は年間のふるさと納税先である寄付の相手が5自治体までであれば確定申告も必要なくなったところでございます。

しかしながら、その改正とあわせてふるさと納税による寄付金は経済的利益の無償の供与であること、当該寄付金には通常の寄付金控除に加えて特例控除が適用される

制度であることを踏まえ、寄付の募集に際して当該返礼品である特産品等の経済的利益は一時所得に該当するものでありまして、返礼品の送付が対価の提供と誤解を招きかねないような返礼品の割合を表示することなどにより、寄付を募集する行為は自粛されたいこと、換金性が高いプリペイドカードや返礼割合の高い返礼品の送付は自粛されたいことなどの総務大臣からの通知があったところでもございます。

しかしながら、今後はこれまでの取り組みをさらに進展させて、大和町を全国にPRするとともに、大和町の持つすばらしさを全国に発信することを念頭に、この返礼品の発掘や開発も含めて新たな視点で取り組んでまいりたいと考えております。

お尋ねの子育てや教育の充実、少子化対策は、これからの大和町にとりまして重要かつ喫緊の政策課題でもあると考えておりますので、現状を把握した上で必要とされる案件につきましては現在見直しを進めております大和町第四次総合計画やまち・ひと・しごと創生本部会議において、その計画等に盛り込んだ上で確実に収入が見込める町税等の収入を財源として事業化し、まちづくりを進めてまいりたいと考えるものであります。

ひいては大和町を離れていても生まれ育ったふるさとに貢献したい、自分の意思で大和町を応援したい、大和町の未来を支えていきたいということでのふるさと納税につながるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

今町長がふるさと納税を進めるということの考えが示されたわけではありますが、やはり今まで大和町は余りにも遅きに失したかなという思いも私にはございます。いろいろ返礼品については総務大臣からの通知等々があるでしょうが、やはりこれは限度を超えなければ差し支えないということで、各市町村・自治体は全部行っておるわけでありまして、それが1割から2割になったということはやはり今までの効果がそれ以上にあったということで国で進めておるわけですから、やはりある一部分の通達に惑わされることなく、私は皆さんがやっておるわけですから、これはぜひ積極的にやるべきと思うんですが、町長、その取り組みをちょっとお伺いをいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまでのこの納税につきましてはいろいろ皆さんからご質問を頂戴しておりました。一番最初に申し上げたふるさと納税の目的といたしますか、そういったことが本来あったわけございまして、そういったことで、その目的に沿ってという考えでこれまで来たところでございます。

そういった中で、先ほどありました1割から2割にふえるとか、総務省の通達もさることながら、そういった考え方も一方では幅を広げているといたしますか、あるいは納税がしやすいような制度に変わってきているというような国の制度の見直しもあるところでございます。

先ほど遅きに失したということもお話がありましたけれども、そういったところでこのふるさと納税に対する考え方というものを視点を変えた中で町のPRなり、もちろん納税してもらった方々に対する御礼の気持ちということは含めるわけですが、そのPR等を含めて町のいろいろな作物なり商品なりのPRにもなるということでございますので、そういった観点に考え方を少し移行した中で取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

この答弁書の中に私、気になったことがあるんですけども、返礼品の中に一時所得として該当するようなものがあるとかというような答弁書があるんですけども、今全国の自治体でやっている中で返礼品に対して一時所得に当たった自治体があるか、担当課で結構です。市町村があったのかどうか、伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その件につきましては担当のほうから説明させます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、議員お尋ねの件についてご回答いたします。

返礼品、例えば1万円の寄付をした際に、例えば例を挙げれば牛肉であるとか地場産品が（「あったのかないかで結構です」の声あり）事実としてはつかんではおりませんけれども、ただ、控除が50万円が限度になりますので、大概是50万円の限度に満たないので、一時所得にはならない例のほうが多いかと存じます。以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

私の調べました限りではそういう一時所得でなった方はおらないということでありますから、ですから、言葉のこの答弁書も、担当課が書くんでしようけれども、いかにもさも一時所得がかかるようになるから気をつけなければならないとか、私はそれはおかしいと思うんです。こういうことだから前に進まないんですよ、担当課。言わせてもらえば。ちゃんとこういう新聞でふるさと納税は大きく全国的に、またテレビ等々でも取り上げているんです。はっきり言って。1万円を寄付された方には5,000円以下相当のものとか、そういう皆さんは限度を持ってやっておるわけです。それをいかにも一時所得にかかるからできないんだとか。全部そういう何かにかこつけてやらないような方法ばかり考えている。私はおかしいと思うんです。もっと勉強するべきだと思うよ。言わせてもらえば。もっといろいろなところがやっているんですから。

私も上士幌、また秋田の大館、行ってまいりました。やはりすごいです。担当課のやる気です。ですから、やるほうも5万円、大体600万円ぐらいの収入で、夫婦で子供2人ぐらいで約5万円ぐらいの住民税を納めている。そうすると、5つの自治体に1万円ずつやると。そうしますと、2,000円があって、4万8,000円は減税になるということですから。そして、その5カ所から大体特産品をいただいて、お互いとかくいいような感じで、寄付したほうもされたほうもどっちもいいような思いでやるわけです。

ですから、そんな税制上の問題だけでない。寄付すれば一時所得になるとか。そういうことではないと私は思うんです。だから今まで大和町は遅れてきたのはやはりここにあるんですよ。担当課がやる気があるかないか。まず1つそれを言わせてもらいます。

あと、やはり石破地方創生大臣もこの前ふるさと納税に対して言っておりましたが、やはりその自治体が考えてとにかく財源を集める、それはその町の考え次第だ、町がやる気があるかないかにかかっているというようなことをもう全国的に言っているわけです。ですから、私は早く、さっき遅きに失したというのはやはりそこなんです。やはりほかでやっているものを大和町だけやらないというのもおかしいし、そして、子育てなら子育て支援に限ってやれば。目的ですから。皆さんは大和町でこういう子育てをやっているんだなということで寄付してもらって、それに大和町のお米とか野菜、キノコ類、あとまた仙台牛としてこの地区も仙台牛の中に入っておりますから、そういうものを考えて今からぜひ早急にやるべきと思うんですが、町長、お考えを。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまでの対応とは違った形になりますので、しっかり準備をして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

答弁書の中に子育て支援はしっかりやっていくと、これは一般財源としてやっていくとありますけれども、やはりこういう寄付でありますから、それが子育て支援に向けられれば一般財源を今度高齢者対策のほうにもいろいろ向けられるんです。

ですから、私はこの普通の一般財源を少子化とか、そういう子育て支援に向けるのであれば、やはりこれはぜひふるさと納税を一本化して子育て支援に回して、余ったお金は別な面でいろいろ使えると思うんですから、やはり幾ら企業誘致等々で税収を上げても交付税で下げられれば私は何もならないと。この寄付は1億円もらえば1億

円全然交付税に関係なく使えるわけです。

ですから、私は前からいろいろ、渡辺議員等々も前に述べておったとおり、やはりこれは早急にしないと大和町だけ何か乗りおくれるような感じもある。ただ、今町長が取り組んでいくというようですけれども、では来年からどのような取り組みでやるのか。人は要らないんです。日本一の長崎の平戸市は12億7,000万円を集めるんです。上士幌は税収が6億円なんです。6億円なのに9億1,000万円。去年のあれで。ですから、税収よりもすごい金額を集めているような状況なんです。ほかの地区は。今は天童市がすごい金額でふえているようですけれども、ですから、いろいろ創意工夫をすればできるんですけれども、早速やるとなれば来年度からまず職員を配置して専門に取りかかるとか、そういうことを目的としなければ私は進まないと思うんですけれども、その点どのような方法でやるのかお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、基金の積み立てということですが、目的を持った基金というのはぜひそういった形の積み立てというのは当然有効なものだというふうに思っております。それを子育てにするのか、何にするのかということはいろいろ考え方があって、その財源を持つことによって一般財源を有効に使うということもあるということですので、このふるさと納税について何に使うという目的にするということも1つの方法というふうには思います。それが子育てなのか、ほかのものなのか。ここで申し上げたのは最初から子育てとやった場合に、一般の財源をあてがってほかに準備するというのであれば、これはこれであるというふうに思いますが、そういった意味合いでここで申し上げておりますので、考え方とすればおっしゃるとおりそのことによって一般財源をほかのことに有効に使えるということで大変やり方としてはいいというふうに思っております。

さて、次のやり方ということですが、これはやり方はいろいろあるようございまして、職員がやるということもありましょうし、あと委託をしてやるという方法もあるように聞いております。委託でやっているところにつきましてはそれなりの費用もかかるわけですし、ただ、専門的に選んだときに商品といいますか、そういったもののいろいろな見方が違った形でいいこともあるというような話も聞いて

ております。

今この段階でこういった形でという決定はしておらないところでございますが、そのやり方につきましてもその方法を考えてやっていかなければいけないと。商品といえますか、景品というんですか、これについては町のいいもの、我々知っている視点と違うみたいな面の視点等もあるわけですし、また、他町村で大変いろいろな成功している例もありますが、そういったものが異論のある、とんでもない例えば滝に打たれる景品とかやったりするわけです。ですから、そういった工夫というものはあるというふうに思っておりますので、このことについては幅広くいろいろな知恵といえますか、そういったものを考えながら、魅力あるという言い方がいいんでしょうか、そういった地域の魅力の発信といえますか、そういったこともやっていかなければいけないというふうに思いますので、今現在職員をふやしてとか、こういうものはまだちょっと決定はしておりませんが、そういったことも含めてよりよい効果的なやり方を考えてまいりたいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

民間の方々に頼んでやる方法も今ふえておるそうですが、ただし、それでは私は経費もかかるし、余りにも人頼みかなと。やはり町独自。ですから、特産品は私はそんなにふやさなくていいと思うんです、最初は。やはり米と仙台牛。牛肉と米が一番喜ばれるようでありますので。やはりお肉が一番。ですから、仙台牛という名前の通ったブランドもあるものですから、米とやはり肉で最初一本でやって、1万円いただいた方にそれ半分相当のというと、やはり米も牛のほうも需要が出てきます。

それで、職員は本当に、大館もでしたけれども、1人なんです。担当は1人でやっています。あとは発送なんかふえてきた場合はアルバイトを使ったりして2人ぐらいになっているけれども。上士幌町でも専門にやっている方は1人。平戸でも27歳か何ぼの人が1人でこういうことを、もう全国にインターネット等々を使って1人でやっておるんです。

ですから、やる気のある職員が1人でもこの担当になれば、私は何億と集められると思うんです。ですから、これはやって損するということはないんですから。やればやるほどふえる一方ですから。ですから、町長、来年は早速そういう専門的なやる気

のある人を、若い方ですね。やはり今インターネットとかホームページをいろいろつくってやるわけですから、そういう方をやはり大和町職員、優秀な方がおりますから、やはり抜擢してやらせるべきじゃないかと。

そして、私は子育て支援と言ったのは、やはり今子育て支援課もできましたし、いろいろの中で仕事は山ほどあるんじゃないかと。やはり今の人数よりふやすとか、あとまた、いろいろな専門分野をふやして、やはり充実させるには目的税として子育てのほうに回してやるべきかなと思うんですが、もう1点そこだけお伺いして質問を終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

専任的な職員をという、これも1つの参考にさせていただきたいというふうに思います。これにつきましてはやはりセンスとか感覚とか、そういったことも必要なんでしょうし、また、そういった今のITの技術とか、そういったこともあるというふうに思っていますので、そういったことで専門的なのということは必要になってくるんだというふうに思っておりますが、なお参考にさせていただきます。

それから、基金につきましては先ほど申しましたとおり子育て基金ということも1つありましょうし、ほかの基金もあるということでございます。まず最初、この基金がある程度たまっていけば当てになる金なんですけど、そうではないわけですから、ですから最初はこういうものをやるにしたって一般会計の中での予算組みをした中でこういったものを積み立てていって、そして、ある程度の金額になったときにそれを利用するとかという考え方になってこようというふうに思っています。

子育て支援ということも当然大事な政策でありますので、それはもちろん1つというふうに思っていますし、寄付してもらおう人たちの思いといいますか、そういったことについても子育てとか教育とか、そういったものについては共感を得る部分もあるのかというふうに思っておりますが、そのこともあわせて参考にさせていただきながら考えてまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で平渡高志君の一般質問を終わります。

続きまして、10番伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

それでは、3件3要旨の質問をさせていただきます。

まず初めに、自治体の就労支援について。

秋田県大館市は土木施工監理技師、危険物取扱者などの国家資格や国家検定、技能資格の取得を目指す市民に経費の2分の1、上限10万円を補助する事業を始めた。対象となるのは60歳未満で公共職業安定所に登録している求職者、市内在住の高校生のほか、市内事業所の従業員も含む。対象となる資格は建築士、ボイラー技士、大型特殊免許などの150の国家資格と、造園、機械加工、トビ、左官などの128の技能検定。商工会からの要請を受けて事務所の従業員も対象とした。結果的に資格を取得できなくても補助金は受けられ、再チャレンジも支援対象となる。本町でも就労支援を取り入れては。町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問でございますけれども、秋田県の大館市におきましては平成26年度から資格取得支援事業として、65歳未満の市民を対象にして同一年度1人1種類までとしまして、資格取得にかかる受講料、受験料、登録料の経費を対象に2分の1、上限10万円を補助する事業を始めておるところでございます。資格取得後は市内で勤務することなどの制限は設けないこと、及び結果として資格を取得できない場合でも補助の対象とするなど、利用しやすい制度としております。

本町におけます個人資格取得に関しましては、平成27年度、本年度から狩猟免許等の取得及び更新時にかかる対象経費、講習会手数料、受験手数料、初心者講習会受講

料、更新手数料、登録手数料等につきまして全額補助制度を導入したところでございます。

今年度の利用者につきましては、8月の講習会に9名、9月に5名の方に参加していただいている状況でございます。

本町の状況につきましては、町民の皆様や議会の協力のもと企業の誘致が順調に進み、就労機会が増加しております。また、立地に至る経緯として人材確保が容易な地域であるとのことで選定いただいております。おかげさまでハローワーク大和町管内の求人倍率も平成24年度に1倍を超えて、現在は1.72倍という状況でございます。

以上のようなことから、今後におきましても有害鳥獣被害対策など公益性の高い免許取得に関しましては、その社会状況に応じて検討してまいります。企業への人材供給を第一と考え、もって町の就労支援になるものと考えておるところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

10番 （伊藤 勝君）

確かに狩猟免許、全額補助ということは画期的なことだと私も思っています。たしか8月に当地区でも5名の方が受けたと思うんですけども、その手続までは私も受けようかなと手続はしました。ところが、猟友会の人を呼んで面接か何かあったときに、猟友会で1年間の経費というものを集めるそうなんです。それが結構多額で、1万4,000円だかと。年会費を集めるということで。この全額補助はまず補助してもらうから試験まではクリアできるんですけども、その後の問題で、当地区の区長の手続が悪かったのかわからないですけども、本当だったら猟友会の説明があつて、町の説明があつて、手続みたいな感じの流れになればよかつたんですけども、それが逆転したから結局人数が十何人いたんですけども、それが当地区では5名ぐらいまで激減したという経緯があります。これはこれとして、かなり助かることだと思います。

今、当地区でもイノシシの被害がかなりあるということで、また吉田全域もかなりの被害をこうむっているという状況で、この補助は本当にすごいことだと思います。今後ともこの補助制度を続けていっていただきたいと思います。

また、企業誘致が進んで就労の機会が増加して求人倍率も進んでいるという状況の中で、やはり今ハローワークに行ってみますと車が満車になっています。やはりハロ

一ワークで手続しているいろいろな職業を探すときに、資格がなければどこもとってくれないというような状況が、今そういう仕組みになっているようですから、やはりそういう厳しい人たちの少しでも助けになって、また、そのことによってみんなで仕事をしてもらって町の税収が上がれば、私は最高かなと考えているんですけども、やはりこの就労支援というものをもう少し考えたらいいいんじゃないかなと思っているところです。

宮城県でも介護人材確保支援事業なんか、今回震災があったからですけども、あと職員採用の環境整備支援事業ということで補助金を出しているようでございますけれども、今後こういう資格試験をとるような方向で考えは全然ないのか、その辺町長のお考えをお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

初めに、狩猟関係で手続で順番が逆だったということ、先にその話を聞いていけばそこまでということだったというふうに思っていますが、その辺ちょっと今後注意してやっていきたいというふうに思っております。

それから、資格試験の手続ということでございますけれども、大館のように全てにというものについては非常にすばらしいとは思いますが、いかななものなのかなというような気もしております。今いろいろな県でやっている講習会とか、そういったことは町とかも一緒にやっているわけでございますが、そういった技能講習とか、そういったことはこれまでどおりやっていきたいというふうに思っておりますが、改めてこういった形の全てにというものについてはいささか疑問を感じざるを得ないというふうに考えております。

公共的にといいますか、例えば先ほど狩猟、イノシシが出てきたわけですけども、ああいった形で全域が大きな被害が広がりつつあるような場合とか、そういった、やはり公共性という言い方がいいのか必要性という言い方がいいのか、やはり絞り込んだ形のやり方、やるとすればそういった形になってくるのではないかと。全てについてやれば、これは非常にもちろん使う方がいいことだというふうに思っておりますけれども、どこまで広げるかといった場合にはこれはちょっと、またそこで働かなくて違うところで働いてもいいですよというような話も大館の場合あるわけでございませ

て、例えば町でこういった特産があつて、こういったそれを伝統的に残していくとか、そういったもののお手伝いとか、そういったことの方、それに限ったわけではないんですが、そういった公共性があるといひますか、全てではなくてそのつど必要性のあるものをピックアップしながらやうていくほうが、やるとすればそういった方法ではないかと。こうやうて全てに対してのといひやり方についてはちよつと首をかひげる部分があります。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

全てとはいひませんが、こういふ事業を秋田県の大館市でもやうていふので、これに近いといひか、一部でも構わないといひすけれど、もう少し町として助成するような方向性を広げていっていいんじゃないかなと私は思ふので、提案型としてこの一般質問を上げさせていただきましたので、今後ともこういふ対象を広げていっていただきたいなと思ひます。

それでは、2件目の質問に入ります。

職員提案制度について。長野県は長野県行政・財政改革方針を策定し、最高品質の行政サービスの提供、県の発展と県民の幸福実現へ向けて具体的な改革に取り組んでいる。同方針に挙げられた行政経営システム改革の取り組みの一環として、12年度～14年度の3年間にわたり1人1改善の提案事業を全庁に展開した。職員の積極的な姿勢や創意工夫を奨励し、業務改善への意識を高め、効率的な業務運営、県民サービス向上を図るのが狙いだった。本町の今までの取り組み、今後の取り組みについて町長の所見をお伺ひいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、長野県では最高品質の行政サービスの提供によるふるさと長野県の発展と県民の幸福の実現に向けての理念を実現し、行政サービスの質を向上させていくため、具体的な取り組み方針を示したものが

長野県行政・財政改革方針であり、具体的な取り組みの5つの柱が、1、県民参加と協働の推進、2、人材マネジメント改革、3、行政経営システム改革、4、財政構造改革、5、地方分権改革でございます。

この行政経営システム改革の一環としまして、県政に関する職員の積極的な発想、創意工夫等を奨励し、職員が業務を改善しようとする意識を高めるとともに、効率的な業務運営及び県民サービスの向上を図るため、職員の業務改善に関する提案制度を実施しているもので、平成24年度から1人1改善提案事業を全庁的に展開したものでございます。

本町といたしましても平成10年度から大和町職員提案要綱を定め、行政運営の改善と向上に関し職員の自由な発想による提案内容としております。提案者は職員が単独または共同、係、課等の組織単位でも提案することができるようにしており、金賞、銀賞、銅賞、アイデア賞、奨励賞、夢があるで賞、特別賞等を設けて朝礼で表彰することとし、ことしも職員提案の募集を行っております。

平成26年度まで120件の職員提案が提出されておりました、内容といたしましては役場1階部分の各課表示を色分けして来庁者にわかりやすくすることや地図情報と航空写真の重ね図システムなど、一部実施も含めまして41件の職員提案が実施されてまいりました。

今後も積極的な職員提案を推進し、職員が業務を改善しようとする意識を高めるとともに、効率的な住民サービスの向上を図るように、これからも職員提案制度を実施してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

長野県では全庁挙げてこの1人1改善提案事業で3,170件の改善を実施したということで、その取り組みの5つのポイントということで、まず1点目は副知事をキャップとする体制で全ての提案を整理検討する、2番目が提案から検討、実行に至るまでの経過について情報を共有しながら進める、3つ目は提案は14年までに3年間で全て検討し一定の結論を出す、4番目、対応が困難な案件についてもその理由や問題点を整理し周知する、5点目に全ての職員が参加して改善に取り組む職場づくり、より一層風通しのよい組織風土づくりにつなげていくという長野県の取り組みがあります。

我が町でも提案をやっているようで、金賞、銀賞、銅賞、アイデア賞、奨励賞、夢があるで賞、特別賞ということで、朝礼で表彰しているという答弁がありますけれども、平成26年までに120件の職員提案がされておりまして、41件の職員提案が実施されたということで、実質この職員提案する流れまでの取り組みというのは副町長をキャップとしてやっているんですか。その辺の組織内の係とか課とかでまとめ上げたものをどこで整理して、町長のところまで持っていくまでの流れというのはどういう流れになっているのか詳しく教えてください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

流れと申しますか、キャップは副町長ということでございます。それで、その審査に当たっては各課長と一緒に全部入ってということで、当然提案がなされて総務課で取りまとめという形になりまして、総務課でまとめたものを副町長がキャップとなった課長たちの中で検討して、そういった賞を決定するといえますか、そういったシステムでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

流れについては副町長を中心に各担当課が打ち合わせするみたいな話なんですけれども、長野県ではもう少し突っ込んだ県民サービス向上、あと仕事のやり方とかを取り組んでいるようです。これが基本的にはいろいろな歳入歳出の削減まで切り込んでいるような流れもあるようでございます。そういう部分で歳入歳出関係まで切り込んでいる提案事業というのは中にはあるんですか。ちょっとあれば教えていただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

歳入歳出と申しますか、要するに経費の削減とか、削減ということはあるのかもしれませんが、どこかを簡略化することともいうことですね。ただ、大きく歳入歳出という部分まで出てくるような大きな提案というのはちょっとないと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

やはり、ただ単にあそこをこうしろという意味じゃなくて、やはり大きな意味で職員の皆さんのいろいろな提案を取り入れてやっていくことが大事じゃないかなと私は思います。やはり、そういうことも含め住民サービスをいかにやったらいいかという部分を含めてもっと積極的に取り組むべきじゃないかなと私は思います。今後いろいろ職員提案を一層取り組んでいただいて、いい提案を出してもらって町民サービス、そして町の財政も余り無駄な財源を出さないような方向性で、職員一丸となって副町長を中心にやっていっていただければと思います。

それでは、3点目の質問に移ります。

子育て応援事業について。埼玉県皆野町は、子育てをする保護者に対し紙おむつ、粉ミルクの給付等を行うことにより保護者の負担軽減を図り、少子化を抑制することを目的とする子育て応援事業を行っている。給付対象は町内に住所を有する保護者とし、給付の対象とする期間を設け、町税の滞納がないこと、給付を受ける場合は申請書を提出しなければならない。少子化対策として本町も取り入れては。町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、子育て応援事業に関するご質問でございます。皆野町では子育て支援事業の1つとしまして、乳児を対象として紙おむつ2パックまたは粉ミルク1缶のいずれかを1歳の誕生日まで毎月支給を行う物資給付事業に取り組んでおります。なお、支給方法は出生届の際に1年間分の子育て応援物資引換券を交付し、保護者はその物資引換券を町内の指定薬局に持参をして品物と交換をするというものでございます。

さて、本町の子育て支援事業でございますけれども、医療関係ではあんしん子育て医療費助成、保育サービス関係としまして一般保育事業、私立保育園運営事業、これは一時預かり事業、延長保育事業、障害保育事業等々、それから認可外保育補助事業を実施しております。そのほか、放課後児童クラブの拡充、子育て健やか相談、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業、子育て支援サークルへの助成、チャイルドシート無料貸し出しなどの事業に取り組んでおります。

本町の子育て支援施策につきましては、子育て支援施策の方向性、目標等を定めました子ども・子育て支援事業計画を平成27年3月に策定しております。その計画に基づいて取り組んでいくこととしております。皆野町の子育て支援事業の取り組みにつきましても子育て支援施策の参考とさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

この埼玉県皆野町は子育て支援事業ということで紙おむつ、粉ミルクの給付等をやっているようですが、我が町では高齢者の介護認定3から5の人におむつ券を給付しています。あれはかなり助かっている状況にあります。我が家でもあれを利用させていただいていますが、本当に助かります。この子育て事業でもやはり紙おむつとかミルクというのは常備、使うもので、紙おむつといえは毎日使うもので、また、ミルクもやはり毎日飲むもので使うということで、子育て応援事業の中ではこういうことが一番大事じゃないかと私は思うんですけれども、やはりこういう方向性で今後参考にしていましてということですが、県内でも登米市が登米市子育て用品支給事業実施要綱というものがホームページに載っていますけれども、ここでは紙おむつ、洗剤、ミルク、ベビーフード、ベビーローション、パウダー、シャンプー、石けんというような感じで、1人当たり月支給が3,000円というような本当に手厚く子育て用品を支給しているところもあります。

やはりこういう部分でしっかり、子育て支援、子育て支援とみんな言いますけれども、やはりこういう建物を建てて子育て支援するんじゃなく、やはりこういう細かい部分で子育てを助けるということも本当に大事だと私は思うので、こういうことを参考にしながらこれからまた取り組んでいただきたいと思います。私の質問をこれで終

わらせていただきます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で伊藤 勝君の一般質問を終わります。

少し早いですけれども、暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後1時47分 休 憩

午後1時59分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番堀籠英雄君。

1 2 番 (堀籠英雄君)

それでは、3件3要旨につきましてご質問いたします。

それでは、1件目の大和西部に働く場の誘致を質問いたします。

町長は、今回の改選に当たり公約、マニフェストでスローガンに夢、安心・安全、元気を使っております。その中に親子3代プロジェクトを掲げております。1軒の家に親子3代が住むことは親であれば夢であり、本当に素晴らしいことだと思いますし、ぜひどんどん進めてほしいと思います。

しかし、今は結婚したり学校を卒業し職につくと職場に近いところ、子供が学校に近いところを求め、家を出て核家族になりがちであります。そのためには働く場がもっと身近にあれば家から通勤可能な人もたくさんいると思います。

大和西部地区には県、町所有地や財産区の土地もあります。働く場を誘致することによって人口流出に歯どめがかかり、親子3代プロジェクトの実現に向け大きく前進すると思えるので、施策を打ち出すべきと考えるが、町長の所見を伺うものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、第四次総合計画では元気な町実現のための重点プロジェクトの1つとしまして企業立地・雇用拡大プロジェクトを掲げておりまして、物づくりの拠点として自動車産業や高度電子機械産業などを中心に積極的な企業誘致と町民の皆さんが定住できる安定した雇用機会の拡大・確保を図るため、その取り組みを進めてまいりました。

地方からの人口の流出は大学進学時と大学等を卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著と言われており、人口減少を克服していくためには学生が地域に残るための取り組みが必要であり、地方大学等を卒業したより多くの若者が就職時に地元企業等を選択し、生活の基盤を固め、地元への定住を図ることが必要だと考えております。

さて、町内では第一北部中核工業団地や大和流通工業団地、大和リサーチパークなどの工業団地がありますが、完売となった工業団地もあります。新たな就労の場の確保が今後も必要と考えておりますが、工業団地等の事業化につきましては多額の事業費を必要としますことから、事業化の手法や適地の選定も含めて慎重に検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

ただいまご答弁をいただきました。ただいまのご答弁を見ますと西部の働く場、さらには町長のマニフェストでございます親子3代プロジェクトが欠落しておりますが、再質問をさせていただきます。

まず、他町から大学卒業をし、そして地元の企業を選択して地元で定住してもらうことが1つの人口減少に歯どめがかかるわけでございますが、それ以前にやはり地元から出ていかないような、そういったことをやるべきではないのかなと私はそのようにも思っております。

それから、今北部工業団地が出ましたけれども、工業団地もあと残すところ10社を切ったわけでございますが、きのうの新聞にも載ったわけでございますが、大和のインターの団地に自動車のリサイクル業サユウが10月に完成予定の記事が載っております

ころでもございました。本当に企業がどんどん伸びて保留地もだんだんなくなってきているような状況でもございます。

それで、ちょっと西部のほうをお話ししたいんですが、これまで西部地区は開発もなく自然を守ってきて、あるのは郡内から集まってくる一般ごみの処分場、それから船形コロニー、それから船形学園がございましたが、10年ほど前解体しまして、今はそのままの現状になっているところでございます。それから、吉田には財産区というかなり広大な3,000町歩の財産区の土地もございます。それから、西部の船形学園の跡地の県有地、それから黒川の大農場の跡地、そして町の土地も大農場にあるんです。やはり、今後これらをもっともっと有効利用をすべきと思いますが、町長、この辺どのように思いますか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

広大な土地があるということは十分存じておるわけでございますけれども、西部地区といった場合に今議員はちょっと絞ってお話しされまして、例えば船形学園の跡地とか黒川高校のいわゆる土保田の農場跡地という考え方を話しになられました。そういうところに絞って言えば、そこはそうでもたやり方があるというふうに思っていますが、ただ、県の土地ですので県の利用度ということも当然考えなければいけないというふうに思っております。また、黒川高校農場跡地には町の土地と一緒にしているところでございまして、あそこに西部エリアという形での位置づけもございます。まだまだ具体のお話にはなっておらないところでございますけれども、あそこにつきましては地元の方々もいろいろお考えを持っておって、前は区画整理という話もあったところでございますが、なかなかそこまではいっていない状況。今、民間も含めてやり方はないかということで、そういったことも1つの方法としてやっているところでございますが、ああいったところにつきましては農地につきましては県の考え方も聞かなければならないという、さっきのコロニーと同じ考え方にはなるところでございまして、ただ、平場でありますし、その利用方法というものにつきましては全体の開発がある中で小さな開発ということも考えられますので、そういった方法がいろいろあるんだというふうに思っております。

ただ、さっきも言いましたけれども町だけの考えではちょっといかないというところ

ろもありますので、ただ、有効な土地でありますし、今度将来的にはあそこには仙台大衡線という大きな目的があるわけがございますから、そういったことも鑑みただ中で利活用は当然考えていかなければいけないだろうというふうに考えているところでございます。

これまで西部地区といいますか、吉田地区につきましてはなかなか工業団地とか、そういった開発はないところでした。道路の関係なり、または水の関係、工業用水の関係、そういったこともあってといいますか、町の方針としての位置づけもあったわけでございますのでそういったことになっておりますが、吉田地区につきましては工業の働く場ということも1つはあるかもしれませんが、それ以外に例えばいろいろな農業施設、舞ちゃんハウスとか、ああいった形のものもあるわけございまして、そういった工業化という位置づけとは別な形で位置づけにもなっておるというふうには思っております。

話は戻りますけれども、県有地とかそういったものにつきましては県の考え方、そういったものも聞きながら進めていかなければいけないところでございますが、山の上というとは何ですが、少なくとも農場跡地とか、あの辺につきましても、さっきも申しましたけれども、大衡線の絡みもある中で有効に活用できる場所というふうにも考えておりますので、そういったいい使い道といったものをみんなして考えていかなければいけない場所だというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

全くですね、町長の言うとおりでございます。町だけの一方的なあれでは、県の土地でございますので、県と町これからいろいろ一緒になって考えて有効にしていきたいと思っております。

やはり宮床を見ますとリサーチパークがあり、落合には北部工業団地、インターあり、鶴巣に行くと工場がところどころ点在もしておりますから、本当に吉田だけ何か取り残されたような、そんな感じも我々もいたすところでもございます。その辺今後十分考えていただきたいと思っております。

それから、町長も吉田に来て親子3代プロジェクトの話をされましたが、住民は大変に感心しておられました。ぜひこういうふうになれば本当にすばらしいまちづくり

になるんだなんて、そんな話もあったし、町長、もう少しこの辺詳しくお話しできることがございましたら。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

詳しくとって具体的になかなか難しいところなんですけれども、親子3代、この読んで字のごとおじいちゃん、息子、孫と一緒に住むということでございます。本来の姿と言えば本来の姿なんではないかというふうに思っております。ただ、今なかなかそういった状況ではない、単身といいますか、状況にあります。

こういうふうになっていることにつきましてはそれぞれの理由といいますか、一概にこのことだけでなっているというものではないというふうに思いますので、これをやればこれが全部解消するという問題にはなかなかつながっていかないんだというふうには思っております。ただ、こういったことに対して一緒に住めない理由について町がお手伝いできることで解消できるものがあるとなれば、そういったことはやっていきたいなということでございます。

例えば働く場というものが1つございます。それはこれまでも町として職住近接のまちづくりという中でやってきているところでございますが、そういう中でもなかなかまだ実現が可能ではないという状況もあります。それから、学校の問題でというお話も聞きます。中学校の再編によっていろいろなご心配のある中で実家を離れてというお話も聞くところでございますが、そういったことについては学校関係者に聞くとそういうことはないと思うというか、そういうお話はあるんですが、そういった心配があるとすればそういった心配がないということをきちっとお伝えするとか、そういったことありましようし、あと、要するに子供の面倒をおじいちゃん、おばあちゃんが見ることによって家庭の伝統なり、また地域の伝統なりを伝えていけるわけですが、そういったことができないといいますか、おじいちゃん、おばあちゃんが働きに行っていないとかということであれば、その辺のお手伝いをしながらおじいちゃん、おばあちゃんが近場で一緒に住めるようにと。

私は1戸の家がいなくてもいいとは思っています。同じ敷地内とか、そういったことでいいというふうに思っております。なかなか具体的に今これというところはいけないところがあるんですが、そういったことによって家庭が活性化させる、地域が活性

化されるというふうに思っております、個々に一つ一つ課題はいろいろあるんだというふうに思いますけれども、その中で町ができること、お手伝いできること、そういったものをしっかり探しながら応援できればというふうに考えているところでございます。なかなかこれをやります、これをやりますと今言える段階ではないのですけれども、そういった思いの中で今回パンフレットには載せたところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

本当に大変すばらしい事業だと私は思ひます。やはりこの事業を町長には進めてもらいたいと思ひます。そのためにはこの先1カ月後の改選を何とかクリアしなければできないものでございますので、これ以上申し上げるといろいろ問題がございますので申し上げませんが、ぜひ実現できることを期待して1件目を終わりたいと思ひます。

それでは、次に2件目でございます。町道認定の見直しを質問いたします。

平成4年、適正な道路網の整備の推進を図ることを目的に新たな認定基準が設けられた。その中に起点が公道にあり数戸（5戸以上）を結ぶ路線となっております。町道から外れた私道、共有道路は各人が除雪、補修整備と大変な苦勞と格差が出ております。町道にも行きどまりになっているところもでございます。一方、公道と公道に挟まれ、戸数が足らず、町道から外れた道路もあります。もう少し公平性を考慮し、現在の5戸以上を何らかの条件つきで4戸もしくは3戸以上を町道認定の見直しをしてはどうか。町長の所見を伺うものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、町道の認定の見直し等のご質問でございますけれども、本町内におけます町道につきましては652路線、延長約319キロとなっておりますところでございます。現在の町道は、合併当時に町村道であった路線を継承し認定した路線や、その後公共施設等への進入路あるいはミニ開発の住宅地の拡大などにより認定された路線等があり

まして、その当時の必要性に応じ認定がなされてきたものでございます。

しかしながら、大規模な住宅団地の造成で新たな道路が構築されたことに伴いまして、その道路の移管等を含め適正な道路網の推進を図ることを目的に、平成4年度に認定基準を定め現在に至っております。

その認定基準に満たない道路、いわゆる私道等につきましては、私道等の整備指導要綱等によりまして路面の敷き砂利などの資材の提供や舗装整備の助成等を講じてきているところでございます。

町道認定の基準の見直しにつきましては、町道全体にかかわるものとなりますので、現行の基準にご理解をお願いしたいというふうに思っておりますとともに、私道等につきまます除雪につきましては、地元の協力体制等を協議してまいりたいというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

現在の町道の路線が652路線ですか。これ私の持っている資料ですが、平成20年3月見込みですが、このときで540路線でした。この6年余りで100路線以上増加しておるわけでございます。この間いろいろ区画整理あるいは工業団地等の道路ができてそれだけふえたのかなと思っておりますが、本当に既存の道路は私も産業建設常任委員会がことしで12年になりますが、その間本当に数件しかなかったような気がするんですが、やはりこれはこの前の区画整理等々の道路が町道認定になったのではないかなと思っているところでもございます。大分この5戸以上が町道認定になっておるわけでございますが、5戸以上で認定になっていない道路等がまだあるか、その辺わかりでしたらご回答願います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問につきましては担当課長より説明申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 (佐々木哲郎君)

それでは、5戸以上の路線の数ということで、現在調査した結果によりますと5戸以上の路線につきましては4路線ございます。5戸が2路線、それから6戸が1路線、7戸が1路線という内訳になってございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠英雄君。

1 2 番 (堀籠英雄君)

本当に数少なくなった、該当に値するような路線でしょうが、吉田はちょっといいんですが、吉田はないような気もいたしました。もしこの路線が町道認定なくなってしまった場合、4路線あるいは3路線のほうまで町道認定にしていくような考えがあるか、お伺いします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

対象路線がなくなった場合ということでございますが、4路線がなくなった場合、次の路線整備といいますか、考えていくということにはなろうと思いますが、それが3戸なのか2戸なのか、そういったことにつきましてはいろいろまた考えなければならぬところがあるというふうに思っています。

それから、その路線の目的といいますか、除雪とか、そういったことなのか、あるいは違った目的なのかというか、そういったこともいろいろ考える材料の1つというふうになってくるのではないかというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠英雄君。

1 2 番 (堀籠英雄君)

やはり皆さんも町道になるのをうんと待っているんですが、やはりこれも除雪が一番の問題かなと私も思っているんです。実際町道になれば融雪剤は散布してもらえ、除雪してもらえ。文句言いながらも除雪してもらっていますよね。団地あたりなんかは玄関あるいは車庫前に雪がどっさり埋まって、そして町あるいは業者のほうに文句を言われながらも除雪されております。

しかし一方、私道は、特に老人世帯になれば人を頼んで除雪してもらったり、大変な苦勞もしているところでもございます。その辺がやはりこれが1つのネックかなとも思っております。私も老人家庭は年に何回かは除雪はしていますが、自分が将来10年、20年たってから私は除雪できるのかなと私もそう思うときもあるんです、今。そういうときやはり除雪をお願いするようになるのかなと思うんですが、その辺は地元の協力体制等で協議してまいりたいというご回答があるわけですが、本当に私はこれが一番のネックになっているのではないかと思います、この解消法は何もないんですよね。解決策は何かございましたら。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

除雪につきましては今いろいろお話あるとおり、先ほども言いましたけれども、今319キロあります。これを全て、山のほうで除雪しないところもありますので319キロを全てやっているわけではないのですが、今除雪業者さん、去年も1社ふやしてやっている経緯がございます。そういった中で、なかなか追いつかない、今の状況でも追いつかないということがありまして、皆さんにはいろいろご不便をかけているところもあります。

そういった中で、先ほど申しました地元の協力体制というお話を申しましたけれども、例えば地元で今トラクターとか、そういうものを持ってやっている方も多いというふうに聞いております。その人たちの協力、そういった全ての人が協力できるかどうかは別としまして、地元の方々の中でそういった除雪をしてもらえる協力体制をとってもらうものに対しての町からの何らかのお手伝いとか、そういった方法がとれないかというふうに思っております。

また、除雪機とか、そういったものについても、では作業する人は誰だという課題

も出てきますので、そういった問題はまだまだあるわけですが、なかなか町が
といますか、町で頼んだ業者さんが皆さんの思った時間帯の中で動くということは
なかなか今厳しい現実がありますので、今も各地区でお手伝いもらっているというお
話も私は伺っておりますけれども、そういった方々に甘えるわけではありませんけれ
ども、協力してもらい、そのことに対する町からの何らかのお手伝いといいますか、
そういった方法とかもとれないのかなというふうなことも考えておるところです。

ですから、策はないのかと言われるとなかなか、全部やりますと言えば一番いいん
ですが、実際現実的には今の路線だけでもなかなか時間でできないとか、お話しのと
おりいろいろなご不満もおありの中での除雪になっているところがございますので、
そうなった場合に地域での協力体制、それに対する町からの支援といいますか、そう
いった方法なども方法の1つとして考えられないかというふうには思っているところ
でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

いろいろお話しされるんですが、ちょうど公道と公道の間に3戸ほど挟まっている
家があるんですが、そこをごみの収集車が通っているそうなんです。ですから、こう
いうところはならないのかなんて、そんなお話を聞くんです。ちょうど国道4号など、
あと町道の間です。この間は落合ですか。ほか要請があるんですが、道幅が狭くて消
防自動車が入れなくて消火に困難していた、そんな話も聞いてまいりました。

だから、その辺もう少しどうにかできないのかなという、そういうこともつくづく
考えてきたところでもございました。これあといろいろ問題等ございましたが、先ほ
ど町長がおっしゃったとおり除雪なんかは町で支援しながら、地元をお願いするとい
ったことも承りましたので、ぜひ格差の少ない道路行政をしてもらうことを特にご期
待を申し上げまして2件目を終わりたいと思います。

それでは、3件目でございます。地域を挙げ特殊詐欺を防止せよでございます。

毎日のように新聞に報道されている特殊詐欺、年々被害件数が増加しております。
昨年の全国被害額は559億4,355万円で、1日当たり1億5,300万円となっております。
自治体、警察が地域に入って寸劇等で注意喚起を呼びかけているにもかかわらず、一
向に減りません。最近の詐欺手口は俺々から実名の息子や孫の名前の電話も出てきて

おります。

各地の自治体で振り込み詐欺を防ごうと関係団体でなくし隊等を結成もしております。本町でも区長、民生委員、関係団体等で、本町からは1件も被害を出さないよう強力な特殊詐欺撲滅防犯隊を結成すべきと考えるが、町長の所見を伺うものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、地域を挙げて特殊詐欺を防止せよとの質問でございますけれども、初めに県内の特殊詐欺の件数でございますが、平成26年度に発生した特殊詐欺の被害額は10億2,400万円、228件と、初めて10億円を超え、過去最悪だった平成18年の8億80万円を更新したことが宮城県警から発表されております。

また、昨今では手口が多様化した上、架空の投資話で金をだまし取る金融商品取引詐欺被害が急増し、1件当たりの被害が高額化しております。

手口別の被害額は、金融商品取引が前年比2.5倍の4億6,810万円、38件で最多になっております。また、俺々詐欺が約2億3,200万円、63件、架空請求が約1億9,320万円で48件と続いておりまして、最近では高額な振り込みを制止する金融機関がふえ、犯人側が送金手段を多様化する実態がうかがえる状況になっております。

本町では平成23年度から消費生活相談員を配置しておりまして、住民の被害救済相談、被害防止のための情報提供や電話によります相談員との相談、または相談員と職員によります消費生活講座や出前講座を実施をしまして、高齢者等に寸劇等を通じてわかりやすい講座を地域で実施し、特殊詐欺に遭わないようにしてきました。

また、宮城県警察ではふえ続ける特殊詐欺を幾らでも少なくするため、啓発チラシ4万枚を作成して街頭や地域の防犯教室で配るなどして注意を促しております。

しかし、本町におけます特殊詐欺の被害につきましては、俺々詐欺によるものが平成26年度1件、330万円、平成27年度1件、200万円となっている現状でございます。

このような状況を踏まえまして、特殊詐欺に遭わないようにいきいきサロンや地域集会などへ、先ほども言いましたけれども、出前講座の実施、また消費生活相談員による相談開催の内容など、より多くの住民に知っていただくため、広報たいわやホームページを利用してPRしていきたいと考えておるところでございます。

また、特殊詐欺撲滅隊の結成についてでございますが、近隣市町村で取り組んでいる事例を参考に、例えば大崎市東部地区で多くの特殊詐欺が発生したことを受けまして三本木特殊詐欺なくし隊が結成され、活動されておりますが、このような事例を参考にこれからは宮城県警あるいは防犯協会と連携も密にして、1件でも本町から被害が出ないように特殊詐欺防止に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

昨年の全国の被害額が先ほど申し上げましたとおり559億4,355万円、そして平成25年が489億4,969万円と、昨年は25年より70億円ほど多く被害がありました。これは過去最高でした。それから、件数も平成26年は1万3,371件で、25年が1万1,998件と、1,300件ほど昨年が多かったようでございます。

それで、先ほど県内の説明がございましたが、県内は10億2,422万円、25年が5億4,102万円と、昨年は25年の倍でした。それから、件数も26年が228件、25年が131件と、100件ほど昨年が多かったわけでございます。ですから、昨年はとにかく一番多かったようございました。

それで、ことしの6月現在ですが、宮城県で169件、前年の同期に比べると91件ほど多くなっております。被害額も4億6,570万円と、昨年と比べると4,983万円ほど多くなっております。

そして、7月現在ですが、これは192件。前年から比べると約90件ほど多くなってきていますが、被害額が5億9,000万円と、昨年より4,000万円ほど少なくなっているんです。件数は多くなってきているんですが、被害額がちょっと落ち込んできているんですが、大和署管内もことしになって2件ですか、大和町1件、それから富谷町1件。いずれも70代の女性が被害に遭っているようでございます。わざわざ東京に持っていったり、とりに来たものを渡したりしているような、そういった状況でございますが、今は本当にいろいろな手口で電話がかかってきております。

6月26日でしたか、吉田、宮床を中心に朝9時ころから午後1時ころまでかなりの件数がかかってきております。それも実の息子の名前、孫の名前で来ております。どこでこういった名前が情報を収集したか、ちょっと私もわかりませんが、今は本当に実の名前のあれが入ってきているというのが現実でもございます。いろいろ本当に自

分の子供、孫ですから、やはり本気にして電話でお話しした方もあったそうです。

最初1件目はお金は請求されません。ところが、2回目が、二度目に電話が来たときは実はあの袋の中に1,000万円の証券が入っていて午後から使うだけけれども、上司のお母さんが立てかえてやるから1,000万円ないか。ないと言うと100万円でも200万円でもいいと、下げた請求が来てあったということもありました。その後、午後から大和署のパトカー等が吉田、宮床を中心に呼びかけてあったんですが、やはり町としてもそういった情報を早く収集して、やはり防災無線等々で今こういった電話が来ているということを流してはどうかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

情報の提供ということでございますので、そういった情報が町に入ればそういった防災無線とか、そういった方法もあるというふうに思っております。最近の事例は1カ所だけではなくて、そのエリアにずっと何カ所も来るとか、同じような内容で何件かに行くというようなお話も聞きますので、そういった意味では情報の提供ということは当然できればやりたいと思います。

ただ、その情報が町のほうに入ってくる段階がどの段階かということもありますので、そういったことを、当然警察のほうには連絡はされるというふうに思いますので、警察とこっちの連絡というんですか、そういったことができて、警察がそういう情報をもたらえるのかどうか、いろいろプライバシーの問題も出てこないわけではないというふうに思いますので、その難しさはあるというふうに思いますが、町のほうでそういう情報が入ってくるのであれば、そういったものにつきましてはそういった防災無線とか、警告するといいますか、そういったことは可能だというふうには思います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

ことしの4月にグレーチング、鉄部だの盗難がございました。そのときも防災無線で流してもらって、やはり車があることをやはりそれぞれ皆さん注意して見ておた

ようでございますので、この防災無線の効果もかなり大きいのではないかなと私は思いました。ぜひこういったこともやはりすぐにでも流すべきかなと思っております。

そのためにはやはり何かの形でそういう組織みたいなものをつくっておくべきと思います。三本木もいろいろな団体等があつてつくったわけでございますが、三本木もあそこはひまわりが盛んですから、それにちなんでひまわり作戦と題して広報活動とか各地の催事とか、毎戸訪問してチラシ配付などもしております。

本町もいろいろな消費生活相談員の人たちが出前講座等々に出向いたり、いろいろ寸劇などをやってお年寄りを啓蒙しているわけでございますが、本町も区長さんあるいは民生委員の方、さらには防犯パトロール隊、それから各地区に駐在所連絡協議会というものがございます。そういったものを一緒に連携を図りながら進めてはどうかと思いますが、その辺、最後にして終わりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話のとおり、今防犯協会なり、それぞれの団体の活動がございまして。連携を図つてということは当然情報の共有なりしてやっていくということは大変いいことだというふうに思っておりますので、情報の共有をしながらそういった犯罪の防止のためにやっていくことは大変いいことだというふうに思っております。

どこが中心になるかということはあるんだというふうに思っておりますけれども、地区の場合は区長さんがおいでであったり、そういったことで、まとめる人といひますか、そういった方を中心になる人を決定しておけばよろしいのかなと。いろいろな組織を余りつくってしまいますと、どこでどうなっているかでまたわからなくなってくるところも出てきたりしますし、あと同じ人がどうしても重複してくるところがありますので、今ある組織を活用して、今ある組織が立派に機能しているわけですから、そういった組織のご協力をいただいてやっていくということによろしいのではないかなというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 (堀籠英雄君)

ぜひ本町から1件も被害を出さないように取り組んでいくことをお願いしまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で堀籠英雄君の一般質問を終わります。

続きまして、7番槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして私から町長へ2件の質問をいたします。

1件目は、「植樹ますの今後の有効な利用法は」です。杜の丘一丁目と富谷町杜乃橋一丁目に隣接しております町道の植樹ますは、平成24年に樹木を伐採した後、植樹はしていない状態になっております。夏は雑草が生い茂り、特に交差点付近では除草をしていないと車両の確認がしづらく、交通安全上好ましくない状態にあります。町としまして再度植樹するのか、歩道の一部として利用するのか、現状のままとするのか、町の方針をお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、植樹ますの今後の有効な利用方法ということでございました。ご質問いただいております町道につきましては、町道もみじヶ丘幹線3号線と推察いたします。本路線は南富吉土地区画整理組合におきまして団地の景観や道路等への植樹の設置計画に基づき樹種等を選定して植栽を行ってきたもので、事業完了後に町が管理を引き継いだものでございます。

しかし、時間の経過とともに枯れる樹木も見られるようになり、平成24年度に倒木が懸念される立木を伐採し、現在に至っております。これは団地造成時には切り土、盛り土のバランスを考慮して造成が行われるため、切り土の場所によっては土壌が植栽に向かないことから、枯れるなどの事象があらわれてくるものと考えられます。

その後、植樹ますにつきましては、立ち枯れを起こした樹木の根が残存しているこ

ともあり新たに植栽は行わず、年2回の除草を行う等の管理を行ってきたところであり
ります。

今後の有効な利用につきましては、本町道の両側の大部分が緑地に接していること
や交差点に近いことなどを考慮しますと、このますについては歩行者の空間として利
用できるよう取り扱っていきたいと考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

では、質問させていただきます。答弁の中に「今後の有効な利用については歩行者
の空間として利用できるよう取り扱っていきたいと考えております」というような答
弁をいただきました。具体的にこの歩行者の空間、例えばあそこの植樹ますをコンク
リートで埋めるとか除草シートで覆うとか、いろいろなやり方があるかと思うんです
けれども、どのような対策を、もしあるのであれば教えていただきたいのと、実際の
対策の時期がもしわかっておればお答えいただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

歩行者の空間ということにつきましては、要するに今根っこが残っているところ
もあったりするものですから、そういったものを掘り起こしてもうアスファルトでな
らしてしまうといいますか、そういった考え方でどうかというふうに考えております。
時期につきましてはまだ予算等も予定しておりませんので、これから考えていかなけ
ればいけないところがございますけれども、今草も生えているという状況もあります
ので、それまでにつきましては管理をきちっとやっていきたいというふうに考えてお
ります。

議 長 (大須賀 啓君)

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

植樹ますの対応については、植樹に対する地域差もあります。樹木を見まして憩いを求める方もあれば、枯れ葉や害虫による厄介者と捉えている方もおります。地域の事情を考慮していただき、地域に合った対応をお願いしたいと思います。今回、町長も対応してくださるということなので質問を終わらせていただきますが、最後に町長の街路樹の植樹についての統括した何かお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

街路樹というものにつきましては、今お話しのとおり本来であれば憩いといいますか、そういったものもありましょうし、町の景観ということもありましょうし、そういったものが基本だというふうに思っておりますが、そのことによって交通の支障になったり、あるいは虫等が出て、そういったものに対する苦情があったりというふうに思っております。

必要なものだというふうには思いますが、その場所場所に見合ったものといいますか、そういったものは当然でありましょうし、適正に配置をされているか、そういったことの管理はきちっとやっていかなければいけないだろうと。何もない殺風景なのではというふうなこともあります。例えばあそこの道路につきましては両側にも植栽といいますか、ああいったものはありますので、そういったもので景観といったものについてはカバーできているのではないかというふうにも思っております。

一概にあればいい、なければいいというものではなく、基本的にはあつて心の癒しというのが基本だというふうには思いますけれども、そのことが危険とか、そういったものになるのではまずいわけですから、その管理をやらなければならないということだというふうに思います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

以上で1件目の質問、「植樹ますの今後の有効な利用法は」の質問を終わらせていただきます。

議長（大須賀 啓君）

途中ですが、暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時53分 休憩

午後3時04分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

槻田雅之君。

7番（槻田雅之君）

では、2件目の質問をさせていただきます。2件目の質問は休み期間中の学童保育の見直しについてです。

学校が休み期間中の本町児童館の学童保育時間は、もみじヶ丘児童館のみ平成25年度から夏休みに限り預かり開始時間を30分早め、8時半から18時半までとしましたが、休日の学童保育は行っておりません。最近の生活環境の変化により共稼ぎ世帯、核家族の父兄から学童保育時間の延長、休日の学童保育を望む声が大きく聞こえております。

平成29年度に（仮称）南部コミュニティーセンター内に児童館が開園される予定となっておりますが、父母の要望、ニーズを聞いて運営方法を検討すべきだと考えております。また、近年の児童館運営については、有償化で延長保育、休日保育を行ったり、民間委託で運営している自治体も少なくない状況にあります。

以上のことから以下の2点について町長の考えをお伺いいたします。1点目は、児童館での学童保育時間の延長や休日の学童保育の導入についてです。2つ目は、開園予定の児童館の運営方法についてお伺いいたします。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの学童保育に関する質問についてお答えをしたいと思います。

県内自治体では34団体で放課後児童クラブを実施しております。本町の長期休業期間中の放課後児童クラブは、もみじヶ丘児童館のみ利用時間は8時30分から18時30分までとし、無料での利用としておりますが、県内自治体の長期休業期間中の放課後児童クラブでは利用開始時間を20団体で8時30分前としており、そのうち18団体で有料での利用としております。また、8時30分以降としている14団体のうちでも8団体で有料での利用としており、34団体のうち26団体で有料としておるところでございます。

また、利用終了時間につきましては、21団体で18時30分前としており、そのうち17団体が有料による利用で、18時30分以降としている13団体のうちでも9団体が有料利用となっており、26団体で有料としておるところでございます。

次に、本町の通常時の放課後児童クラブは、利用時間を放課後から18時30分までとして無料での利用としておりますが、県内自治体の通常時期間中の放課後児童クラブでは利用開始時間を25団体で放課後としており、そのうち17団体が有料で、開催時間を13時以降としている9団体のうちで全てが有料での利用となっております。

また、利用終了時間でございますが、19団体で18時30分前としておりますが、そのうち14団体が有料による利用であり、18時30分以降としている15団体のうち12団体で有料利用となっており、34団体のうち26団体で有料としております。また、有料としている団体のうち5団体で有料により利用終了時間を延長できることとしております。

学童保育時間の延長につきましては、利用時間延長に対応するための人材確保が必要であることなどから、県内の放課後児童クラブの運営状況を参考にしながら、学童保育利用料金の有料化を含め運営方法について検討してまいります。

また、休日の学童保育の導入であります。現在もみじヶ丘児童館と吉岡児童館で月1回ではありますが土曜に開館をいたしております。土曜日の児童館利用状況を見ますと、もみじヶ丘児童館では児童館事業を実施している関係もございまして、平均17人の利用となっております。吉岡児童館の利用者は月平均3人となっております。

このような状況であることから、児童館の休日開館につきましては今後の利用状況を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

次に、児童館の運営方法でございますが、吉岡児童館につきましては新設する児童支援センターとの連携による児童及び保護者への円滑な支援、事業効果を高めるとと

もに、施設の一体的運営によるコスト縮減を図るなど効果的・効率的な運営にするために、平成28年度より民間事業者へ運営業務を委託して行う方針であることをさきの社会文教常任委員会で説明いたしております。

また、新たに開園予定をしております児童館の運営方法につきましても、もみじヶ丘児童館との連携を含めた児童館運営を行う必要があると考えており、民間事業者への運営業務の委託も含めて現在検討を行っているところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

梶田雅之君。

7 番 （梶田雅之君）

詳しいご説明、まことにありがとうございます。約75%が有料で学童保育を行っているということでございます。

では、ちょっと質問に移らせていただきます。答弁の中に学童保育時間の延長につきましては利用時間の延長に対応するための云々で、学童保育利用料金の有料化を含め運営方法について検討してまいりますという答弁をいただきました。これはあくまで確認の意味でちょっと質問するんですけども、あくまでも学童保育時間の延長だけを捉えたことであって、今行っているもみじヶ丘児童館の夏休み期間中は8時半から18時半、あともみじヶ丘以外の児童館におきましては9時から18時半の間は、これはずっと無料で今後も行っていくという考えでよろしいのかどうか、あくまでも延長ということでこういう答弁をなされたのかどうか、そこをちょっと確認したいと思いますので、お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申しましたのはそのとおりでございます。現在やっている部分につきましては今までどおり、延長保育または早い時間といったことにつきましては有料も考えてやっていきたいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

次に、休日の学童保育についてお伺いしたいと思います。休日の学童保育、月1回土曜日開園しているところで、吉岡児童館ですと月の平均は3名、あともみじヶ丘児童館では平均17名、落合、鶴巣、吉田のほうはまだ開園していないということから見ますと、父母さんからそのような土曜日及び休日の学童保育について余り要望は出ていないと。出ているのはもみじヶ丘、杜の丘地区だけというふうに捉えてよろしいのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

土日の要望というのは特別聞いておるところではないのですが、この数字は実態ということで申し上げておりました。ですから、もみじヶ丘児童館につきましては土曜日に特別いろいろな事業をやると、それで、その行事に参加するという意味も含めて結構多くの方が来られているという状況だというふうに考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

では、次に児童館の運営方法についてご質問したいと思います。新設する児童支援センターの件なんですけれども、運営業務を委託するということで社会文教常任委員会で説明いたしましたとありますが、ちょっとその辺の説明書の資料を入手しておりませんので、ちょっと改めてお聞きしたいんですけれども、運営業務の委託といいましてもあくまでも基本の本筋は先ほど町長が言いましたように9時から18時半までは無料で行うのかどうか。あくまでも基本路線があると思うんです。なのか、あくまでも業務委託ということは全てにおいて料金形態とかも全部業務委託にするのか。町としてどこまでそういう形をお願いしてやるのか、その辺ちょっと何か線引きというんですか、どこまでをお願いしているのか。あと休館日とか、いろいろありますけれど

も、その辺は多分業務委託のほうの話かと思うんですけども、その辺どのような話で進めておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
支援センターにつきましてはまだ事業者さんが決まっているわけではございませんので、具体的に事業者さんとの打ち合わせといたしますか、そういったことをやっておらないところでございますが、基本的な考え方としまして当然委託しますからそこに町からお金を払う。委託先に。それから、運営の中で利用する方が有償か無償かといったら、無償といたしますか、そういう考え方でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）
では、ちょっと2要旨目の開園予定の児童館の運営方法についてちょっとご質問したいと思います。民間事業者への運營業務の委託を含めて検討を行っておりますという形で、今現在行っているんですよというような答弁でございます。そこで、ちょっと改めてのご質問になるんですけども、今の開園予定は平成29年の春、約1年半後と考え、当初のスケジュールどおりで進んでいるのかどうかの再確認と、実際開園するに当たり父母さんからの要望を聞く機会とか、その辺設けることも考えているのかどうか。その辺ちょっと現状なり状況をお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
児童館の開園予定は29年4月という考え方でございます。まだ運営の方法といたしますか、それにつきましてはまだ具体的にはなっておりませんが、そういった地域の方々といえますか、利用される方々の意見とか、そういったものは聞く機会は持

ちたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

梶田雅之君。

7 番 （梶田雅之君）

開園が平成29年の春といいますと開園まで約1年半しかございません。杜の丘保育園と違いまして建物に関しましては町で設計して建築いたしますから、外部委託としましても運営のみだと考えております。外部委託業者の公募時期や建物の完成時期はいつごろを予定しているのか、もしわかればお聞かせください。

あと、学童保育を利用される父母さんからの要望の取りまとめ、取りまとめという言葉はちょっと語弊があるかもしれませんが、話を持つ機会があるという話を今先ほどの答弁いただきましたので、その辺いつごろそういう説明会をするのかとか、その辺のスケジュールです。あと、学童保育の早期預かりとか延長時間を行うとか、その辺の導入。これからまだ当然詰めていくかと思うんですけども、大筋で多分そのようなスケジュールがもしあれば。特に建物がいつごろできるとか、その辺がもしあるのであれば今現状の宣布でも構いませんので、お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

開園予定でございます。建物です。これはどの段階をとって完成したと言うかということもあるというふうに思いますけれども、開園予定があくまで29年4月でございますので、その前の段階で当然設備とかが整っている状況になるというふうに考えております。まだ発注等をしておりませんので、その具体につきましては一応完成を29年3月3日完成といいますか、そういった大きな流れでございます。

それから、住民の方の意見を聞く機会というのがまだ具体にはちょっと決まっておらないところでございますけれども、今後詰めてまいりたいというふうに思っております。

さらに、業者を選択するに当たりまして、その話し合いをするのが選択した業者さんも入ったほうがいいのか、あるいは2回やったほうがいいのか、いろいろ考え方

があるというふうに思っておりますが、その辺につきましてはちょっと具体的にまだ詰まっておりますので、至急詰めてまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
梶田雅之君。

7 番 （梶田雅之君）
はい、わかりました。まだ検討段階ということでございますとお伺いいたしました。開園予定の児童館運営につきましては利用される方々、大変期待しておりますので、地域の皆様のご意見をちょっと反映させていただきまして、皆様から喜ばれる児童館であることをご祈念しまして終わらせていただきます。最後に町長からの答弁、統括した（仮称）南部コミュニティーセンターに建設される児童館に関しまして何かございましたら、あと答弁お願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
今回建設予定をしております施設の中にできます児童館でございますが、これにつきましては今お話しのとおり地元の方も大いに期待されているというふうに思っております。現在も小野小学校の仮設といえますか、そういった中であつたり、十分でないところがございますので、そういったものをきちっとこのことによつて解消できればというふうに思っておりますが、なお利用いただく方々、子供さんの意見、お母さんの意見、いろいろあると思いますが、そういったことも聞きながら皆さんに喜んでいただける施設にしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
梶田雅之君。

7 番 （梶田雅之君）
以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で槻田雅之君の一般質問を終わります。

続きまして、4番渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

3時半にもなろうかというところで皆さんお疲れになってこられたかと思います。わかりやすく簡潔に質問を行いたいと思います。

それでは、質問をいたします。1件目、中学校にスクエア教育制度等の導入について。平成27年度大和町学校教育基本計画も策定され、教育の現場で教職の方々のご尽力によりすすくと生徒が育っていることに敬意と感謝を感じるところであります。本年4月、地方教育行政法が改正、施行されました。今後、総合教育会議などを通じさらに英知を結集されるものと期待をしているところであります。

このような中、標準学力調査結果や不登校児童については、いまだ成果がやや思うように向上しないのも現実でしょうか。福井県坂井市丸岡南中学校では、自主性と自立性を育てる目的でスクエア制度という異学年集団での活動を取り入れ、結果として全校392名で不登校者ゼロを達成しております。その他、教科センター方式を取り入れ、正式均一者クラスを構成して学力向上など、教育効率の向上を図っております。これらのほかにもさまざまなアイデアを取り入れているようでございます。

本町も教育関係者をこのような学校に派遣研修させて、今後の制度に反映させてはどうか、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

スクエア制度の導入、また派遣ということでございましたが、初めに本町の総合教育会議でございますが、第1回目の会議を6月26日に開催をしまして、会議運営要綱、傍聴要領を決定して、教育等の振興に関する施策の大綱策定の基本方針を協議いたしました。大綱につきましては本年3月に策定いたしました大和町教育振興基本計画を土台として作成しまして、10月に行う予定である2回目の総合教育会議で決定する予定となっておりますのでございます。

さて、ご質問にございます福井県坂井市丸岡南中学校でございますが、坂井市丸岡町が福井市のベッドタウン化によりまして人口が増加して、丸岡中学校が生徒数1,000人を超える過大規模校となったことにより、分離新設された特色ある活動を行っている新しい学校ということでございます。何点かその取り組みを紹介させていただきたいというふうに思います。

まず、教科センター方式でございます。これは教科の専門教師とメディアセンターを持ち、生徒は毎時間教科専用教室に移動して授業を受けるものです。メディアセンターは各室のオープンスペースに図書や情報機関が置かれ、自由に使うことができるものでございます。各強化の先生はメディアセンターが主な居場所となります。福井県内では初めての採用となったものと聞いております。

次にホームベースというのですが、教室は各教科専用であるため教室に隣接したスペースをホームベースと呼び、生徒の個人ロッカー、テーブル、ベンチなどを置き、クラス専用のスペースとして活用しています。

次に、メディアスパイラル方式と呼ぶものです。学校の中心である図書館を起点として立体的、連続的にオープンスペースやメディアセンターをらせん状につなげたもので、廊下は全て行きどまりのない設計になっており、生徒同士や教員との出会い、コミュニケーションを生み出す場となっているものです。

そしてスクエア制でございますが、集団の中で自主性と自立性を育てることを目的に、異学年集団での活動を取り入れているものです。ホームルームの配置を各学年1クラスずつにまとめ、4つのスクエアを構成し、毎日の清掃や体育祭等の学校行事のほか、特別活動や総合的な学習の分野においても内容や目的に応じてスクエアでの活動に取り組んでいるものです。これは本町でも各校で取り組んでいる縦割り活動であるというふうに言えます。

議員ご指摘のとおり、県内外を問わず先進的事例を実際に訪問し研修することは、教員の教師力と教育関係職員の企画発想力向上、ひいては児童生徒への教育効果を高めることにつながるものというふうに思います。研修につきましては現在も行っておりますが、今後も継続し充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

今ここに教育長がおられて、本来ならばこの質問内容ですと教育長に質問をするべきではないかというふうにも思うわけですが、ことしの4月1日に地方教育行政法が改正をされました。そのことがこれは大きな転換点であると私は認識をしまして、あえて町長にご質問をさせていただくわけです。といいますのも、過去の天津で事件があって、教育委員会の対応の遅さ、それから隠蔽体質、こういったものが、うちの教育委員会がという意味ではございませんが、そういった隠蔽体質が問題となって国会で議論をされて、こういう教育法の改正になったものというふうに思います。

これまでの教育といいますか、我が町も見ますと予算執行については町長、それから教育行政については教育委員長、それから教育長とこの二本立てで行っている。教育委員長もまだ任期がございますので、これから教育委員長の任期が終わられるところからこれから本格的に町の制度も変わっていくのかなというふうには思いますけれども、しかし、そういったもので国会で論戦をされたものが隠蔽体質とか情報公開、それから民意の反映、こういったものがなされないという問題があって改正をされたということであろうというふうに私は認識をしております。

町長もこのたびマニフェストを出されたわけですが、土曜日授業というものを掲げておられるかと思っておりますけれども、これも大きな制度改革ではないかというふうに思います。これまでですと町長がそこまで踏み込めるかどうかというのはなかったと思うんですが、この地方教育行政法の改正によって制度の改革、それから私が今論点を出しましたのも、これも1つの制度改革をしてはどうかという提案でございまして、そういったものはこれまでは一義的には教育委員長、教育長のほうで政治的なものを排除するとか公正中立、こういったものを重視する教育委員会制度、これが大体そういうふうに決めていて、町長は口出しをできない、そういうふうなことであったと思うんですが、今後は総合的な推進ということではないかと思うんですけれども、この点について町長がこれからの執行部サイドと教育委員会、この点を今後の総合教育会議でどのようにしていくのか、その展望をちょっとお伺いをしたいわけでありませ

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

総合教育会議というものにつきましての考え方等々ですが、お話しのとおりこの発端はあの大津の件だったというふうに私も思っております。そういった中で、教育委員会と行政といいますか、2つがあった中ではありますけれども、今回それを一緒にという考え方でございまして、ただ、それがあの発想が大和町に当てはまるかといったときに私は必要性の部分で当てはまるとはいないんだというふうに。と申しますのは、教育委員会、今は上野教育長ですが、前の堀籠教育長につきましてもいろいろな話し合いは常にやっておりましたし、そういった私の考え方ということについては意見は申し述べさせてもらっておった経緯がこれまでもあります。

ですから、今まで我々がこの教育総合会議ができたから大幅に変わるという認識は、私は個人的には余り思っておりません。これまでもそういった形でいろいろ意見は述べさせていただいておりましたし、それをやれという形ではなくて、そういったこともあります。

ですから、土曜学習につきましても教育長さんともいろいろ「こうあったらいいね、あああったらいいね」というお話の中で出てきているものでございまして、そういった意味では今の現在の、個人的な考えではまずいかもしれませんが、教育長とこれまでの関係についてはそんな変わるものではないというふうには思っております。ただ、制度上そういうふうになってきているということで、そのことについては認識をきちっとした中で取り組んでいかなければいけないと気持ちを新たにしているところでございますが、そのことについては今申し上げたところでございます。

したがって、総合教育会議の中で例えばこういったものについてお互いに意見の交換をする場、これが言ってみれば教育委員の皆さんと一緒にできる場というものができたということでございますので、これは大変いいといたしますか、そういった場ができたということは私としてもありがたいというふうに思っております。これまで以上にそういったコミュニケーションなり意見の交換をさせていただいて、よりよい大和町の教育というものを進めていける環境に、今までもなっているんですが、この機会にさらによくしていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長 (大須賀 啓君)
渡辺良雄君。

4番 (渡辺良雄君)

今お聞かせをいただきました。その方向性については全くそのとおりであろうかと

深く同意をいたすところございまして、それは今後も町長、一生懸命お願いをしたいところでもあります。

細かな点についてももう少し質問をさせていただきます。一度私も教育委員会の会議を傍聴させていただいたことがあるんですけども、なかなかどこまで本来の中身が傍聴者がいるときといないときとの差を少し感じたのは私の行き過ぎた疑い過ぎることかもしれませんけれども、公表できない部分、そういったものが教育の現場にもどうしてもあろうかと、それは察するところではありますけれども、ただ、隠蔽体質、そういったものを、我が町ではないですよ。指摘をされている。

それから、今回、6月26日の会議運営要領の中でも記述がないんですが、今度の新しい総合教育会議の主催者は町長でございます。ですので、町長がこれは責任を持つてということになるかと思うんですが、その中でご答弁いただいた中には傍聴要領は確かに含まれて決定をしということであるんですけども、含まれていないのが情報公開についてです。会議録の作成、公表、こういった部分がここには全く書かれていないわけですし、この辺をどのようにお考えになっているのか、お尋ねをいたします。これは義務づけられたというふうに思いますが。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、情報公開、会議録等の公表です。情報公開は原則だと思いますが、なお会議録も公表という、これが今通常の会議につきましてはそういう状況でございますので、そのとおりということでご理解いただければというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

質問内容の中で殊さら2つ入れておきますのは、標準学力調査結果、それから不登校、こういった問題がありますが、これらについてはまた詳しく教育長のほうにお伺いをしながら、またご相談をさせていただきたいと思っておりますので、ここでの議

論は省略をさせていただきます。

それでは、1件目を終わりにして、2件目に入らせていただきます。職員の給与・定数管理の検討を望む。本町は四次にわたる総合計画が順調に推移し、優良企業の進出等により順調に発展しており、まことに喜ばしく誇らしく感じております。人口は平成2年には1.88万人だったものが現在は2.81万人となりました。このような背景の中、職員の給与・定数管理はどのように行われてきたのでしょうか。

近隣自治体ではホームページ上に職員の給与・定数管理等を公開をしております。本町は平成25年度財政状況資料集に見る近隣市町村との比較において、職員1人当たり平均給料月額や一般職員数、これは技能労務職員ですけれども、それが低いように感じます。また、市町村ランキングサイトでは本町は宮城県内35自治体中最下位、全国では1,763自治体中1,710位であります。このような状況では優秀な職員募集には影響を与えることではないかと思われます。職員の給与・定数管理の検討について町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、職員の給与・定数管理の件でございますが、初めに、本町は平成25年度近隣市町村との比較において職員1人当たり平均給料月額や一般職員数、技能労務職員におきまして職員数が低いという質問でございますが、本町の職員数は平成24年192名、平成25年188名、平成26年186名と推移しておりまして、現在の職員数は189名で、うち再任用職員が4名、また、宮城大学地域連携センター等へ2名を職員派遣をしております。

次に、町で定めております定員適正化計画上の職員数につきましては193名でございまして、現在計画より4人の不足が生じている状況となっておりますが、平成24年度定年退職者11名、平成25年度定年退職者11名、平成26年度定年退職者12名と、団塊の世代後期の大量定年退職を迎えましたが、平成27年度は4名の定年退職となり、今後は1桁台前半の定年退職が続きますことから、職員数は通増に転じるものと見込んでおります。

なお、職員の新規採用につきましては、退職者補充を基本として新規採用を行っておりますが、職員の年齢構成の平準化を図るため新規採用職員を抑制し、再任用職員

を活用し、後年度に職員数を増員するよう計画しておりますが、人口増に対応した子育てや介護といった行政需要に対応するため、保健師や社会福祉士等の職員を特に増員するよう計画しておるところでございます。

また、市町村ランキングについてでございますが、各自治体が国の調査に対して報告しております地方公務員給与実態調査で職員全体の平均年齢を抽出し、その年齢における給料月額を公表しているものでございまして、平成26年4月1日現在におけます本町の一般行政職ベースでの仕様となりますが、平均年齢が39.8歳、平均給料月額が28万2,400円でございます。国と比較したラスパイレス指数につきましては92.4%でありまして、近隣市町村との状況につきましては、例えば大郷町につきましては平均年齢が41.8歳で平均給料月額が29万6,400円、ラスパイレスが91.0%。富谷町につきましては、平均年齢が43.3歳、給与額は30万7,000円、ラスパイレスにつきましては91.6%。大衡村につきましては、平均年齢が44.0歳、給与額が29万4,400円、ラスパイレスが90.5%。また、県内の平均では42.6歳、平均給与30万5,800円。このように、以上のように平均年齢をベースに平均給料月額を算出していますために、単純にこの数値のみで比較するのは難しい状況でございます。

しかしながら、平成26年度のラスパイレス指数を見ますと大和町は92.4%でございます。次の富谷が91.6%と、大和町が郡内市町村より低いとは言えない状況でございます。

なお、新規採用の大学・高校卒業者の初任給に関しましては、郡内町村は現在同額となっておるところでございます。本町では平成18年に職員数を削減する国の方針や定員適正化計画に基づきまして職員採用を行ってきた状況でございますが、適正な人員配置が基本でございまして、義務的経費増加により将来の財政負担とならないよう職員定数管理に努めてまいり所存でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4番（渡辺良雄君）

今丁寧なご答弁をいただきましたが、質問もさせていただきましたけれども、平成2年には1万8,000人から現在は1万人ふえての状況でございます。その間、ご答弁の中にもありましたが、町は定員適正化計画というものがあるんですけれども、1万人ふえた中で平成18年には国の指導も入っておりますけれども、まず人の、先ほど町

の頭脳というふうにありましたけれども、その頭脳とも言える職員の人の問題をどのようにしてきたのか、これを少しお話を聞かせていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

人の問題という、職員の数ということでよろしいでしょうか。基本的な考え方としたしまして先ほども申しましたけれども定数条例がある中でやっておりますが、平成18年でしたか、国のほうの方針で一律7%カットでしたか、そういった方針が出されたものでございます。そして、それに合わせて皆さんやりなさいよということがございました。

そういった中でございましたけれども、大和町の場合は比較的ピラミッドではなくて逆ピラミッドみたいなどころがあったところもありまして、なかなかそこに行かないところもあたりもしたんですが、まず基本的には定数はあるものの、国の指導ということを、これは県からも強い指導があったところでございます。

懸念はありました。人を減らせばいいという問題だけではないと。ということは、その分人が減れば当然住民に対するサービスも減るということでございまして、そういったものがあつた中ではございますが、その指導の中での減といったことで、その目標に向かってやりなさいという指導がございましたので、やってきた経緯もございます。

そして、現在でございますけれども、現在団塊の世代後半の方々が大量にここ数年退職されております。基本的にはそういった方の人数をカバーすべく新規採用をやってきております。ただ、やめる方の数が非常に多数でございますので、採用するに当たって残念ながら人数に足りないこともございました。と申しますのは、人数がいればいいというものではなくて、役場の職員ですからそういった資質を持った人でなければ、これから入ってから40年間町民のために働いてもらうということでございますので、頭数があればいいという問題ではないということもあつたところでございます。そういったことで、できるだけ多くとるとのこと。

それから、もう1つ考えておつたことには、先ほどもありましたけれども、逆ピラミッドといいますか、そういった傾向があつて、同じような人数にしますとまたいずれそういうものが出てくるということもありますので、再任用等を活用させていただ

きまして、少しでもその幅を小さくするというような考え方でできております。

現在ちょっとまだ足りないところがあるんですが、ここ数年はほぼ少なくとも退職した数につきましては補充をしてきているところがございますが、残念ながら体調を壊して途中で退職されたり、事情によってやめられたという方もおいででございます、まだ4人が不足している状況でございます。

人につきましては減らせばいいというものではなくて、先ほども申しました住民に対するサービスの低下にならないような対応はしていかなければいけないというふうな基本的な考え方で取り組んでおるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

町長、私は職員を減らせという方向で町長に論戦を挑んでいるのではございませんで、逆にふやしたらどうかということで論戦を挑んでいるつもりでございます。

ここでちょっと小さなことですが、ちょっと質問をさせていただきます。数字の問題で、ご答弁いただいた平成25年の職員数188名というふうにご答弁を頂戴したんですけれども、平成25年度の公表されている財政状況資料集の数字を見ると数のがらっと違うんです。ちなみに富谷町は数が合っているんです。でも、ほかの市町村は合っているのに大和町だけ合わないのは理由がなぜなのか。大和町は平成25年度財政状況資料集によると職員数158名になっているんですが、30名ほど多いんです。この理由をちょっとお聞かせをいただきたい。

それから、あわせて、ほかの自治体では技能労務職員、技能労務職員というのはどういうものかというのは私も勉強させていただいたんですけれども、よその自治体ではかなり多く採用しているところもございますし、賃金は後にします。この職員数の数字の差と、それから技能労務職員を我が町はなぜこれくらい採用が少ないのか、この辺をちょっとお尋ねをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

済みません、数字の違いはちょっと私どもでもわかりかねるのですが、うちの数字をまとめると188名ということをございまして、一覧の中の数字がそちらでは138という数字もあって、これは町で出しているものではなくて統計しているほうです。ですから、どこかちょっとその辺については何で違うのか私のほうでもちょっと理解できないところがございます。申しわけございません。

町で公表している数字を多分あちらで拾っているというふうに思うのですが、町のほうでそこに提供している数字はないので、町で公表しているものをあちらでチェックして使っているんだというふうに思っておりますけれども、その人数の違いにつきましてはちょっと私も今のところ何でそうなっているのか、申しわけございません、わからないところです。188名、町のほうで働いている数字ということで、先ほど申し上げた数字が正しいということをございしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、労働職といいますか、そういった形でございますけれども、この職についている方は学校の用務員さんとか、そういった方もなるわけでございます、今町では民間に委託をして、それでお願ひしておりますので、退職をされた方につきましては補充ということではなくて、民間に委託をした形でやっております。今お一人まだ現職で働いていただいておりますが、そういったこともあって大和町はほかより少ないというふうになっているのではないかとこのように思ひます。

議 長 (大須賀 啓君)

渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

今、町長から職員数のわからないという、そうしますと先ほどのラスパイレス指数とか、そういったものもちょっと疑いが出てきてまいりますので、これについては今ということではなくて、後日きちんとした説明を、担当課でも結構でございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、技能労務職員、今町長のほうから民間委託の部分もあるんだということだったんですが、それだけですと委託だけですと限られた情報とか、そういったものも、情報管理もございましてしょうから、そういったことではなくて個々の技能労務職員の活用があってもいいのではないかと。

ちなみに富谷町あたりはかなりたくさんの方が技能労務職員として、給与的にはぐ

っと下になりますか、それから、お仕事の内容も正規の職員の方々が本来の仕事ができるように、そのほかの仕事についてはそういった技能労務職員が担っているというふうにも聞いております。ぜひこの辺を参考にできないかどうか。この辺について、町長、お考えがあればご答弁をお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず初めの数字の問題ですが、数字につきましては私が先ほど申し上げました39.8歳、28万2,400円、92.4%という数字については間違いはございません。ただ、ほかのインターネット等に載っている数字のほうが違っているといえますか、拾った数字がどこか間違っているのかもしれませんが。（「宮城県です」の声あり）ああ、そうですか。では、県に確認します。数字的には町のほうが間違っていないというふうに思っていますので。ということで、その県のほうを確認したいというふうに思います。

それから、技能職ということにつきまして。確かにそういうお考えもあるというふうに思っております。先ほど1つの例としてそれを例に出しました。それから、道路の補修とか、そういったこともあるわけでございまして、そういったものについては現職の方がおいでのころにはそういった方々が道路の簡易な補修とか、そういったこともやっていたいております。

今現在、そういった補修につきましては公社のほうに委託をして、そういった簡易な工事とか、あるいは道路の見回りも含めて委託をした形にしておりまして、そのことで今いる職員がそういうことに携わっているということではなくて、そういった作業につきましては例えば公社にお願いをするとか、そういった形でのすみ分けといえますか、アウトソーシングといえますか、そういった形でやっておりますので、そのいないことよっての負担が一般の職員のほうに来ているという状況ではないというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

今、町長から負担が行っていないというご答弁を頂戴したんですけれども、もう一度、しつこいですが、お尋ねをいたします。やはり今人口がふえて、例えば一番多いのは保健福祉課さんですとか教育課さんなんかでは生徒数がふえている。そういったところで職員数が足りなくててんでこ舞いしているようなところはないんでしょうか。そういったところに技能労務職員といったものを採用して充てる、そういったような考えはないのかどうか。もう一度だけ、しつこいですが、ご答弁をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、保健課あるいは教育委員会というお話が例えばで出たところでございますが、労務職の方が教育委員会の仕事をやるということについては余り、実際現場でやるということにつきましては、そういった仕事というのはもうないんじゃないか。保健課のほうも同じように労務職員の方、保健師さんとかいう仕事はもちろんあるわけですが、労務の方々でやっていただくというような状況ではないと。

今忙しいんじゃないかと。それは確かにあるというふうに思っておりますけれども、そのことについて労務職の方が行ってそこをカバーするというような仕事の内容では、今おっしゃった課につきましてはそういう状況ではないのではないかとということです。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、今度は職員の給与について少しお尋ねをしたいと思います。先ほどラスパイレス指数で我が町は決して低くないという説明をいただきましたけれども、少し釈然としないものがあるんですが、このラスパイレス指数についてはこれは文句のつけようがないというふうに思いますので、先ほどの職員数の問題と絡めてもう一度だけ再調査をお願いをして、県の中にこの財政状況資料集という、これは県の資料になっていますので県が間違っているということになりますので、どちらが正しいのかお

尋ねをしたいと思います。

それともう1つは、条例で給与については近隣自治体と横並びということでございますけれども、私もかつて公務員をしております、退職時に号俸がどこまで行ったかというのは非常に同期と比べて差があると肩身の狭い思いをするんです。これはちょっと公職にあった、あるいは民間の会社でも同じかもしれませんが、その辺が近隣市町村と比べてどこまで号俸が到達するのか。6等級が一番上ということになると思うんですけれども、職員の給与が6等級まで到達するパーセンテージは我が町はどれくらいで、ほかの町はどれくらいなのか。もしその資料がありましたらご答弁をお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

昇給等につきましてはそれぞれの町に基準がございます、例えば大和町ですと初級、上級があるわけですが、1級、2級、3級、そこから4級、5級、6級までございます。6級につきましては基本的にこれまでは総務課長という位置づけになっておりまして、5級が課長あるいは室長、対策官ということでございます。

したがって、何名というか、その役職がある数ということになるわけですが、その年代年代、例えばことしであればその人数はもう決まった、当然そういう形になってまいります。

3級までは基本的には経験年数とか、そういった形で、評価の中で大体3級までは行くわけですが、4級になりますと補佐という形になりますので、そこから評価の中で差異が出てくるという状況でございます。

他町村との比較ということでございますけれども、これは6級制をとっているところとか、いろいろあるというふうに思っておりますが、結局その課の数とか役職の数とか、数の分だけなるという、そういうあたりも必要ですが、そういったことございまして、そのパーセントが他町と比較して多いか少ないかといった場合には、例えば課の数の問題とか、そういったものも影響してくるものだろうなと思っております。

したがって、他の町村がどのくらいで、こちらがどのくらいというのは比較は、上がっていく比較といえますか、そういったことについては統計的にはちょっとやっておらないところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

今の町長のご答弁で少し私は納得をできない。やはり職員の方のモチベーションを上げて一生懸命業務をやってもらう。そのためには6等級の人が町の中に1人もいない、そういう状況ではモチベーションが上がらないんじゃないかなと。それから、若い職員の方々も「何だ、俺も将来一生懸命やったって6級まで行かないんじゃないか」と。それではやはりやる気も半減する部分もあるのではないかというふうに思うんですが、その辺について町長、いかがでございますか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

6級まであるわけでございますので、今の和町でいえば6級が一番のランクということで、それを目指してということになっていくというふうに思っています、6級、7級ないんだからというふうなものにはならないんだというふうに思っています。その町なり自治体でそれぞれの制度がある中で、階級制度といいますか、そういったものがあって、それを目標にとといいますか、頑張っていかれるということでございますので、それでは部長制があれば部長になるかというようなものがあるのですけれども、和町の場合はそういう制度はないわけでございますので、課長という制度になっておりますので、そこを目指していくということでございますから、モチベーションという意味でもっともっとというか、給料を高くというか、そういうことももちろん思う人はいるというふうに思っております。制度的にはそういうふうになっておまして、これをだから7級、8級というふうに持っていくのかというと、それはちょっと違うというふうに思っておりますので、和町の制度の中でのトップを目指すといいますか、一番上を目指すといいますか、そういった気持ちで職員の人たちは、上を目指すというか、一生懸命仕事をやってもらっているというふうには思っているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

ぜひ町長、もう一度等級については、我が町の状況をもう1回確認をいただきたいなというふうに思います。

それともう1つ、最後に質問させていただくんですが、ランキングサイトで大和町が今再開になっているわけなんです。これを何とか違う操作できないのかどうか、この辺に知恵を出せないのかどうか。でないと、このランキングサイトを見て専門学校の生徒さんたちが大和町に応募するのやめようかとか、そういう恐れはないのかどうか。その辺をちょっと恐れているわけなんですけれども、その点について町長、何か考えがございましたらお願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ランキングサイトというものについて、そのサイトのランキングのつけ方だというふうに思うんですけれども、さっき言ったように全部の平均の給料だけ見てやるのか、ラスで見るのか、あるいは年齢で見るのかと、そういった見方もあるんじゃないかというふうに思っています。操作というか、なかなか現実的に難しいというふうに思いますけれども、何を基準にしてそのランキングをつけていくかということですので、それを違うものにしてくれとお願いするとか、そういうことも1つかもかもしれませんけれども、なかなか難しいと思っていますが、最下位といたしますか、一番下にあるということはやはりイメージ的にも、実際違ってもそういうイメージになるということはあるので、何か違うもののランキングをつけてもらうとか、ちょっとその辺少し研究というか、県のほうにもお話をしてみたいと思いますが、なかなか今ちょっと明確にお答えできないところがありますけれども、最下位といたしますか、一番下にあることはなくすように努力はしてまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (大須賀 啓君)

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後4時11分 休憩

午後4時21分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長をお諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して審査を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定いたしました。

それでは、一般質問を続けます。1番今野善行君。

1 番 (今野善行君)

それでは、本日のラストバッターということで、クリーンヒットで終わるように進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、きょうは2点4要旨について質問させていただきます。

1つは空き家対策の取り組みについてということでございます。既にご案内のとおり空き家対策特別措置法がことしの5月26日完全施行されたところでありまして。この特措法は適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護し、その生活環境の保全を図るとともに、空き家等の活用を促進しようとするものとしております。法律内容はそういうことでございます。

これらに関連しまして2点お伺ひしたいということでありまして。

1点は、この特措法では努力義務的ではありますが空き家等に関するデータベースの整備等を行うよう市町村行政に要請しているわけでありまして、まず、本町における取り組み状況についてお伺いをしたいと思います。

それから2点目は、この法律でも言っているわけでありまして、空き家等及びその跡地に関する活用のための対策を実施するとしているわけでありまして、どのように考えておられるか、お伺いしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、空き家対策の取り組みについてのデータベース整備に関するご質問でございました。空き家対策の推進に関する特別措置法第11条では、「市町村は、空き家等に関するデータベースの整備その他空き家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定されております。

空き家は居住その他の使用がなされていないことが常態であるものと定義されておりまして、人の日常生活が営まれていない、営業が行われていないなど、当該建築物を現に意図を持って使用していないこととされておりますので、このような建築物の使用実態の有無を把握する必要がございます。

町が空き家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには、まず町内の空き家等の所在やその状態を把握することが重要となりますので、区長さんからの情報収集などにより空き家の把握に努め、データベース化の整備についても検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家等及びその跡地の活用対策に関するご質問でございます。空き家等の対策を推進する上では、その跡地も含めた空き家等を地域資源として利活用するため、今後の空き家等の活用方針を検討することが重要でありまして、このような観点から特措法第13条では「市町村は、空き家等及び空き家等の跡地に関する情報の提供、その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする」と規定されております。

具体的な空き家等を有効に活用する方策といたしましては、利活用可能な空き家等またはその跡地の情報を町が収集した後、その情報について所有者の同意を得た上で、町のホームページを通じて当該空き家等またはその跡地を購入または賃貸しようとする

る方に対して情報提供することが考えられます。情報提供によりまして所有者以外の第三者が有効活用できる可能性もありますので、情報提供や活用のための対策についても検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

ただいまの町長のご答弁の中に、情報収集をした上でデータベース化の整備について検討するというお話でありました。今後具体的にいつまでにこれを進めようとしているのが1点であります。今の状況でいくとどの時点でこの調査に入るのがちょっと見えてきていないということで、区長さんの情報だけで来るのを待っているのか、そういうことでいいのかどうかということもまた1点であります。

この調査については次の質問にある活用のことも含めて考えていきますと、結構時間のかかる内容かなというふうに思っておりますので、私的には急ぐべきではないかなというふうに思っております。

あと、関連して調査の中身によっては特定空き家等の位置づけとか、そういう分類も出てくるんだろうというふうに思いますので、そういったデータベース化していく上ではちょっと時間もかかることでありますし、内容もきちんとしたものにしていかなくてはならないだろうというふうに思います。

あともう1点は関連して、この特措法の関係で特定空き家等に指定されたりしますと税金、固定資産税との絡みも出てきたりして、税務対策上の問題も出てくるかというふうに思いますので、その調査の考え方、今後の進め方について再質問させていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

データの収集等をいつまでということですが、今申し上げましたとおり、まだやっておらない現状でございます。収集につきましては区長さんからの情報ということもありますが、調査を実際に行ってみなければいけない部分もあろうかというふ

うに思いますので、それなりの準備といたしますか、そういったことも出てくるというふうに思っております。

急ぐべきというお考え、確かにそうだと、いろいろな状況がありますので、できるだけ早くそういったものの取りまとめをしていかなければいけないというふうに思っております。今いつまでということにはちょっとお答えできないところでございますけれども、そういったご意見も踏まえた中で対応してまいりたいというふうに思っております。

そのことによって次の段階のものが出てくるということでございますので、おっしゃるとおり空き家があるかどうかだけではなくて、その活用についての大家さんといえますか、地主さんといえますか、そういった方々のお考えもあろうかというふうに思っておりますし、また全く不在の場合もありますので、いろいろなケースがあるというふうに思っております。ただ単に調べればよいというか、数を見ればよいというものではないものですから、そういったものにつきましては必要な情報をきちっと収集してデータベースにしていかなければいけないというふうには考えておるところでございます。

議長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

今申し上げましたように、また今の答弁にありましたように、情報収集をして、要するにデータベース化するということが大変なことなんだろうなというふうに思うんです。これは結構いろいろ調べてみますと内容が結構ある意味深い部分も結構あるというふうに感じておりますので、これは空き家対策の1つとして早速取り組みを進めていただければというふうに思います。

それから、2点目であります。空き家の活用方法についての質問でございます。先ほど答弁にもありましたように、これは総務省の調査の結果であります。これは2013年10月1日現在のデータのようなのですが、空き家は全国で820万戸ということで、5年前ですから2008年ぐらいから比べますと63万戸増加しているということでもあります。これから今後人口減少が始まっている中で、空き家の増加が予測されているということでもあります。

そういうことを前提に空き家対策を講じていく必要があるのかなということと、あ

わせましてその利活用をどうしていくかということも町としては大きな行政課題ではないかというふうに思っております。

そこで、活用についてもいろいろ所有者の問題とか、いろいろ出てくるんだろうというふうに思います。提案になるんですが、空き家そのものは都市部といいますか、町中の空き家と、それから旧村地帯の空き家と大きく二分できるかなというふうに思うんでありますが、町中の空き家についてはいろいろ景観の問題とか、あるいは倒壊の問題とか、いろいろあるので、それはそういう危険性とか、そういうものがあれば早速にも対応しなくてはならないだろうというふうに思いますので、前段の調査も含めてその対策はやはり1つは講じておく必要があるのかなというふうに思います。

その辺の対応について非常に吉岡の町中を歩いてもそういうところもあるわけでありましてけれども、目につくところもあるわけでありまして、そういう面の対応策については現時点でどういうふうにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町中の建物で危険な建物とか、いろいろあるわけでございまして、これらに対しては町で条例化をして、そういった条例によってやるという方法がまず1つあるというふうに思っておりますが、条例化をするに当たってやはり課題は、取り壊しまではそれはよしとして、その後の問題が出てくるというふうに思います。結局その費用対効果の問題です。請求ができるかとかということはもちろんあるかというふうに思いますが、なかなかそういったことが支払いが難しい人たちがそうなっている状況で残っているケースもあるわけでございまして、その後の対応といいますか、そういったことについてもちょっと考えていかないと、危険をそのままにしているのかという問題はもちろんあるわけでございまして、その費用だけが町のほうに来てしまうとか、そういった課題もあるというふうには考えております。

ただ、そのことについて、これは条例化しないまでもいろいろお願いをして、ある場合などはやっているわけですがけれども、なかなか地元になかったり、地元において連絡がとれてもそのことについては無関心であったりというような状況、非常に法的にも難しいところがあるというふうに思っております。

そうは言いながら何とかしなければいけないということがありますので、どこで線

を引けるか、ここまではやむを得ないというものも持った中でやる必要があるのかも
しれません。費用的な部分です。そういった判断ということもありますので、このこ
とについては非常によくわかるのですが、そういった課題が、意外に難しい課題があ
るということも法的な問題でご理解はいただいているというふうに思っておりますが、
そういったことも踏まえて考えていかなければいけないというふうに思っております。

そのままにしておいていいのか、危険ではないのかというものについては、決して
そのままがいいと思っておりますし、危険なものをそのまま放置しておいていいと
いうふうにも思っておらないところがございますが、反面法の難しさといいますか、
そういったこともあるのも現実というふうに思っております。そういったことも踏ま
えて調査も含めてやっていかなければいけないというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

今野善行君。

1 番 (今野善行君)

今町長のお話のとおりだというふうに思うんでありますが、今回の特措法の関係で
は要するに町としてその対応ができると。たしか13条でしたか、勧告とか、いろい
ろな段階を踏んで最終的に処理をするというふうな流れになっているようでありますが、
今後そういう不在所有者、この家にいない方々とか、そういう人たちの対応が一番難
しいのと、それからもう1つは、例えばいなくて誰も住んでいなくて、今の固定資産
税の関係で壊さないでいるとかいうことになると、それは法的にはそれができるよう
になったわけでありましてけれども、それによって税金がはね上がっていくというこ
とも1つあると思いますし、そういう難しさは今町長がおっしゃった部分だというふう
に思います。

要はそれに関連して、今の持ち主といいますか、相続の問題とか、いろいろ絡んで
くる。例えば相続放棄された場合に、また時間がかかっていくと。いろいろな家庭裁
判所上の関係とか出てきて時間がかかってしまうということです。そうすれば最終的
に国の所有になったりするということも出てくるということでもありますので、そう
いう意味も含めてまず調査をしていただいて、危険な部分とか景観を損ねる部分につ
いては早く、特に町中です。人通りが多いところは措置をすべきだろうというふう
に思いますので、要はそういう調査をした上での区分けといいますか、データベース化を
やはりきちんとしていかななくてはならないだろうというふうに思いますので、早速の

取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それから、もう1点ですが、今度旧村地域にある空き家の問題です。農村地帯の空き家ということですが、これも年々ふえてきているような傾向にあるということでもあります。これも町の状況、本町としてどのぐらいあるのか、これも調査しないとわからないことだと思うんです。そういう部分について活用の部分です。どういうふうにしていくかということだと思うんですが、その辺は今時点でどういうふうなお考えがあるのか、お伺いしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

活用の方法ということですが、これは基本的には地主さんなり、そういった方々の考えがまず第一であろうというふうに思います。そういった中で考えられることとすれば、新たに住んでもらうということがあるというふうに思っておりますので、今Iターン、Uターンとか、あるいは移住といいますか、そういった方々にそういった情報提供をしてという方法、いろいろやっておられるようですが、そういったものはまず1つの方法だというふうに思います。

それから、そこに対しての改修の問題とかあった場合には町で何がしかの協力をするとか、そういったことは方法の1つというふうに思っておりますけれども、なかなか募集をして、できたら募集をするのか、来たら直すのかとか、そういった考えも持たなければならないところがあるんだと思うんです。

ただ、ただ単に解体するということではなくて、更地になれば更地になったでまたそこはいろいろな課題が出てくるわけですから、使える建物であればそういった再利用といった方向性を持ってやれば活性化にもつながりますし、人口の増といったことにもつながっていくというふうに思いますので、そういった方向に行ければ一番いいのではないかとこのように考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

今町長さんがおっしゃった部分、ぜひそういう方向に導いていただきたいというふうに思います。特に旧村地域の空き家の活用については、やはり今言われているのは田園回帰といいますか、そういう人たちも結構いるわけでありますので、そういう人たちを呼び込んで移住、定住あるいはさっきお話あったIターンとかJターンとか、そういう方々を呼び込むのも1つの方策だろうというふうに思います。

特に旧村地帯では農地も持っている、農地も一緒になっているという部分もあるかと思うんです。農地の場合は取得とか売買の関係で農地法の制約があるわけでありましてけれども、そういう就農したいという人も結構いる今の時代になっておりますので、そういう情報をやはり流して行って、やはり呼び込んでいくということによって、1つはそういう遊休農地の活用が出てきますし、それから、定住、移住で人口減の歯どめ策の1つにもなるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで、ぜひそういう人たちが来たときに今の人口減少対策なり、あるいは今申し上げた遊休農地の利活用なり、あるいは新しく入ってくる人たちの子育て支援対策など、そういうものを総合的に、ある意味では事業の横断的な考え方で計画をつくって、そして外部に情報を流していくということで進めてはどうかなというふうに考えるところであります。

それに関連しまして、多分今地方版の総合戦略の計画に取り組まれていると思うんですが、その中にそういうことも盛り込んではどうかなというふうに思うわけですが、その点について町長の所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今お話しの件につきましては、先ほども申しましたけれども、そういった有効活用といったことで、そのことがいろいろ回ってきて人口増加なり遊休農地の利活用なり、そういった形につながっていくというふうに私も思っております。お話しのとおり今まち・ひと・しごと創生の中で今いろいろな検討がされておりますけれども、そういったことも参考にさせていただきながらそういったものがどういうふうに活用できるか、どういうふうな組み込みができるか、その辺も一緒に含めて今後参考にさせてもらいたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

ぜひその取り組みを早急に進めていただければというふうに思います。宮城県でも宮城移住サポートセンターなるものが設置されて、それに登録することによっていろいろな情報が入ってくるし、また、それを見ていただいて大和町に来たいという方も出てくるということも考えられると思いますので、ぜひその辺は急いでいただいて、このサポートセンターの活用なども含めてご検討いただきたいというふうに思います。

既に県内でも半分ぐらいですか、十数市町村がそこに登録しているようでございまして、対策としては定住支援とか、あと住宅取得補助金を創設して来てもらうとか、いろいろなやり方をされているところがあるようでありますので、そういった形でこの旧村地帯の人口減の歯どめになればというふうに思いますので、よろしく進めていただきたいと思います。そういうことで、最後に総括的にひとつお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今お話しの内容であったということですが、このことが空き家対策ということが地域の活性化なり、あとは人口増加なり、そういったものにつながっていくということですが、今ある資産を有効活用してやっていくということ、大変そのとおりだというふうに思っております。

先ほども申しましたが、今まち・ひと・しごと創生では子供が就職、結婚、そして赤ちゃんが生まれて子育てができてという、そういったサイクルをやっているわけですが、そういった意味ではこういった形での応援をやることによって、繰り返しになりますけれども、地域の活性化、人口増等につながる方法の1つにはなってくるというふうに思っております。

大きな考え方もありますが、その地域に合った考え方といたしますか、そういった計画というものが必要だというふうに思っておりますので、先ほども申しましたが、こういったことをいろいろ参考にさせてもらいながら次につなげていけるよ

うに考えてまいりたいというふうに思います。

議長 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

ぜひ地方版のまち・ひと・しごとの関係に反映されることを期待して1つ目の質問を終わらせていただきます。

次に2点目ではありますが、2点目については食育の取り組みについてということで質問をさせていただきたいと思います。これについては、ちょっと前段前置きのことをちょっとお話しさせていただきたいんですが、国立教育研究所の所長さんで前は文部科学省の生涯学習局長の富岡賢治さんという方がいるようでありまして、この食育についてはこの方が発端というか、提案者みたいな形になっているようでありまして、こういうことをおっしゃっているんです。

近代化路線が頂点に達した20世紀はもはや回復が不可能なほど決定的なダメージ、負の遺産を地球に刻印した。それが最も深刻に表現されているのが農業と教育の問題である。その現状を打開すべく心の教育、食農教育、環境教育といった推進に取り組んでいくということを提案して、多分この辺から食育ということが出てきたんではないかなというふうに思っているわけでありまして、そういうふうにおっしゃって、教育に関しては、今の教育の一番の問題は地域や成人社会に次の世代を育てる働きかけが乏しいと。これは地域社会教育的な話なんです、それが1点です。

それからもう1つは、今足りないと言われている心の教育は座学で指導するのは難しく、異年齢との交流や自然体験の中で身につけるように仕組んでいくことが必要であるというふうに言っておりまして、そこからいろいろな食の問題、子供の心の問題とか心の教育の問題、こういうものが出てきたわけでありまして。

近年、少年犯罪がふえてきているとか、あるいはいじめとか不登校とか、先生方もう本当に日夜努力されているわけでありまして、なかなかなくならない。それが現状のようでありましてけれども、そういう中で出てきたのが子供の生活習慣の乱れと、質問に入りますけれども、学習意欲や体力、気力の低下と相関関係が明らかとなって、基本的な生活習慣の育成が必要であるというふうに指摘されている。また、食生活の乱れや肥満等へ対応するためには、子供にも食に関する知識や食習慣を身につけさせることが必要だとしていると。文部科学省では子供の生活習慣の改善は社会全体の取

り組みが不可欠であり、家庭や学校、地域などと連携し、「早寝、早起き、朝ご飯」を国民運動として展開しているという状況であります。

そこでまず1点目ではありますが、本町における子供たちへの食育に対する取り組み状況とその成果をどのように評価、確認されているか、お伺いしたいと思います。それからもう1点、子供たちの生活時間で暮らしの時間の縮小、遊びの時間の縮小、学びの時間の増大が深刻な課題として指摘されている。このことは香川県の綾川町の滝宮小学校の取り組みで、弁当の日を推進してはという、この小学校の校長先生だった竹下和男先生が提案してその取り組みをしているわけでありましてけれども、そういう観点から本町でも学校における弁当の日の推進をしてはどうかということでもあります。以上2点、お伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、今野議員さんの質問にお答えしたいと思います。

食は健康づくりの基礎であり、心身を健康に保ち、豊かな人間性を育てていくためには、一人一人が食について意識を高め、健全な食生活を実践していくことが必要です。また、食は地域の自然、文化に育まれた営みとして親から子へ継承されていく文化でもあります。

現在の食生活は、ライフスタイルの多様化や核家族化等の環境の変化に伴い、食の大切さに対する意識が希薄になり、食生活の乱れや栄養の偏り、そして家族と食卓を囲む機会の減少等により、肥満や生活習慣病の増加等が見られたことから、平成21年3月に大和町食育推進計画を策定し、食に関する各種分野の人々が一体となり食育推進に取り組んできました。

しかしながら、食を取り巻く環境の変化等に起因した朝食欠食や肥満、メタボリックシンドロームなど、生活習慣病の課題は継続しており、改善に向けたより具体的な取り組みを展開するため、第1期計画の取り組みを基本としながら、子供からの健康づくりとみんながつながる食育に重点を置き、平成26年3月に大和町第2期食育推進計画を策定し、推進しているところであります。子供たちについても現状を把握した上で必要な取り組みを重点行動と定め、保育所、幼稚園、そして小中学校での現場で実施しております。

学校現場での取り組み状況とその成果の評価、確認につきましては、第2期計画作成の際、評価指標の達成状況を検証しており、目標値を達成または改善傾向にあるとの結果になっております。また、家庭における状況は、1人で食事を食べる子供や朝食を欠食する子供の割合が改善が見られない部分でもございました。

教育委員会としての取り組みは、学校と給食センターが中心となりますが、日本型食生活や郷土料理の伝承、地場産品を使用した給食の提供により住んでいる地域の特産品を知り、地域への愛着につなげることや、農業体験を通じて自然の恩恵、食を大切にすることを育むなどの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、弁当の日推進についてのご提案でございます。この弁当の日は、平成13年に香川県綾南町の滝宮小学校で当時の校長であった竹下和男さんが発案し、始まったと聞いております。議員ご質問要旨の子供たちの生活時間で暮らしの時間の縮小、遊びの時間の縮小、学びの時間の増大については、この竹下氏の提唱であると思っております。要約をいたしますと、子供が健やかに成長するためには3つの時間をバランスよく過ごすことが大切であり、それは3層構造で、最下層の位置に暮らしの時間、その上に遊びの時間、その上に学びの時間となる。学びの時間とは、子供の長所を発見し磨く時間であるが、学校や塾やスポーツクラブで過ごし、厳しい競争、勝敗、評価がつきまとうため大きなストレスを伴うものとなっております。今の日本の子供たちを取り巻く環境は、この学びの時間が増大し、肥大したストレスを受けとめられる暮らしの時間と遊びの時間が脆弱化しているからと話されており、弁当の日は子供の育つ環境に暮らしの時間や遊びの時間を取り戻す方策なのだとの目的を示しておられます。

弁当の日は親が手伝わず、献立から片づけまで全て子供に取り組みせるもので、子供たちに与えるさまざまなよい影響が竹下氏の講演などで取り上げられております。現在、大和町でも「早寝、早起き、朝ご飯」に取り組んでおりますが、このような情報を会議の折に提供し、小学校5、6年の家庭科を発展させる取り組みなど、各学校において食に関する教育の充実が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

議長 (大須賀 啓君)

今野善行君。

1 番 (今野善行君)

今、教育長のご答弁があったわけでございます。もともと食は生きる力を蓄える1つの手段といえますか、そういうものだというふうに思います。この食育が始まった

ときに、これは宮城県内の学校だけに關係なくての情報で、ハンバーグをつくっている会社、ハンバーグを売っているところなのかわからないですけども、そういう会社とか、あとカップラーメンの会社が学校に来て食育と称していわば宣伝的な話をしていたという話を聞いたことがあります、その本来の食育の意義からしますととんでもない勘違いではないかなというふうに思うんですが、食育の捉え方が非常に形骸化したりして、そういう食べることに對する教育をしているんだという形だけの話として1つの笑い話なんですありますが、そうじゃなくて、今教育長の答弁にもありましたけれども、やはり食の大切さというのはこの弁当の日の取り組みに非常に集約されているのかなというふうに感じて今回取り上げさせていただいたんですが、ちょっと中身は広くてこういう中身なんですけれども、滝宮小学校の竹下校長の取り組みについては校長先生もやろうとして最初はやはり疑心暗鬼でやったと。それを教育委員会に話したら即OKの話が出て、それで取り組みを進めたという経過があったようでございます。

大和町の場合には給食センターで一括給食の供給をしているわけではありますが、いろいろな課題があるようでもありますけれども、この滝宮小学校は大体2クラスぐらいずつの余り大きな学校ではないんですけれども、5、6年生を中心にこの弁当の日を始めたということでもあります。もちろんPTAからの反論、心配、そういうふうな意見も大分あったということではありますが、それはやはり教職が一体となって進めてきたということで具体化したということでもあります。

その成果が一番言われる大事なところかなというふうに思うんですが、この取り組みの内容については5、6年生の年間にとすると5回か6回なんだそうです。4月から9月ぐらいまで、その間はいろいろな行事があつてできなくて、家庭科の時間と総合学習の時間を使って、そして栄養士の指導とか、そういうものを含めて取り組みを進めたということでもあります。

そういうことからしまして、今問題になっている、さっき教育長の答弁にもあったんですが、孤食という、1人で食べるという。このコ食については5つの言葉があるんです。種類があつて、1つは今お話あつた孤食。家族が不在の食事で1人で食べる孤食。それから、個人の個の個食なんです、家族がそれぞれ自分の好きなものを食べる個食、個々人の食べ物ということです。そういう意味で、自分が好きなものだけ食べますので、好き嫌いをふやしたり、あるいは栄養の偏りが出たり、性格的にはわがままになったりというような問題があるということでもあります。それから、3つ目は固食、固いものです。自分の好きな決まったものしか食べない。固まった食

べ物ということなのですが、その固食です。これも栄養の偏りの問題とか、いろいろあるようであります。それから、4つ目は小食です。小さな食です。いつも食欲がなく食べる量も少ない小食。そうやってきますと発育に必要な栄養が足りないとか、無気力を生むとか、そういう問題が生じますよと。それから、5つ目は粉食、これは粉食なんです。粉製品を主食として好んで食べるということで、カロリーが高い食事になってしまう、それから噛む力が弱くなってしまいます。そういったことがあるようであります。あともう1つは、さっき5食というのは、これはちょっとあれなんです、濃い食です。これは味の濃いものを好んで食べるということで、塩分とか糖分過多の問題が出てくる。

この孤食についての説明は食育のそういう専門学校みたいなもの、服部幸應先生という方が今の孤食の説明をしているんですけども、そういう孤食が結局いろいろな社会問題まで発展しているということなんです。

冒頭に申し上げた大人社会の次の世代を育てるといふ部分のない部分というのは、こういう孤食からきているというようなお話でございます。そういう意味では、この部分を何とか打破しなければいけないということで取り組みを始めたのがこの弁当の日だったというお話なんです、もちろん包丁だの、そういうものを使ったりしますので、さっき答弁にありましたように、この弁当の日については親は手をかけないということとか、そういうことで取り組みを進めてきて、そういう実践をしてきた中身であります。

結論的にちょっと申し上げますと、この取り組みによってどういうことが子供たちに起きたのか。その成長の部分です。成果の部分といいますか、そういう部分であります、1つは技術の向上ということで、弁当をつくる技術が身につく。例えば卵を割れない子供もいるということが、そういう子供たちが卵をきちんと割れてできるようになるとか、そういう技術の向上が図れたと。

それから、知識・理解の成長ということで、食品・食物の知識とか、あるいは栄養の価値の中身とか、そういう知識とか理解が大きく進んだということです。

それから、意欲・態度の成長ということで、これは自分の体を健全に保つためには栄養のバランスが大事だということを経験したというお話でございますので、そういう意味で非常に成果が上がった中身ではないかなと思います。その竹下先生の話の中では、食材とか食品に対する関心が高くなったことによって、安全・安心の問題とか、あるいはそのことが地産地消につながっていくとか、そういう子供たちの発想が新たな展開になってきたということでございます。

それからもう1つは、母親の食事をつくる苦労を実感したということで、感謝の気持ちが育ったというふうなことであります。

それから、創意工夫、失敗の経験です。失敗の経験が新たな創意とか工夫をできるような子供たちに成長してきているということです。

それから、親が手伝わないということではありますが、実際はそばで見たり、あるいは何らかのアドバイスをしたり、あるいは食事を囲む席での親子のコミュニケーションがふえたということで、非常に成果が大きいものがあったという報告を竹下校長先生がされております。

そういう意味で、この弁当の日というのはいろいろな課題もあると思うんです。例えば給食センターで大和町の場合やっておりますので、弁当の日の給食代をどうやって戻すんだとか、そういういろいろな課題もあると思うんですが、この滝宮小学校ではそれを先生方がいろいろ話し合いをして、きちんとルール化して対応したというようなこともあるようであります。

そういう意味では、非常に有意義な取り組みではないかなというふうに思っております。そういう実例の説明だけで恐縮なんですけれども、こういった取り組みに対する教育長としての見解といいますか、所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

いろいろ今お話を聞きまして、議員さんのほうから長野県でも同じような荒れた学校があって、その学校で弁当をつくらせたというふうな実践のお話をする中で、あのときの冊子の中でノーベル賞学者の野依先生が、食育とは関係なかったんだけど、学力の問題が最近騒がれているんだと。遠回りかもしれないけれども、家庭で夕食を一家団欒で食べれば学力は間違いなく上がるんだと。つまり食育なんです。食育を家族とともに過ごすことによって、それは当然手伝いをしたり、あるいは食べたり、話したりという中でだと思えます。

非常に今聞きながらあのときの話を思い出したんですけれども、今のお話を聞いておまして非常に効果があるんだというふうな話がありました。その観点が実は各学校で食育の目標を定めております。重立ったものを挙げますと、食事の重要性を理解し、食事の喜びや食事の楽しさを味わうと。2つ目は、心身の成長や健康の保持増進

上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身につけさせる。3つ目は、正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性について自ら判断できる能力を身につけさせる。4点目は、食事を大事にし、食物の生産等にかかわるひとびとに感謝する心を育む。食事のマナーや食事を通じた人間形成等々、6点ほどあるんですが、まさに今議員さんがおっしゃったような成果と直結する内容なんです。

ただ、ここで欠けるものは知識理解として学校では指導するけれども、それをいかに実践に結びつけるかと。実践を通してこれを身につけさせるということが非常に大事だろうなということを感じました。

お話の中で滝宮小学校のほうでは校長の発案によって、教育委員会に話をしたらOKだというふうなこと、この姿について私も賛同できます。つまり、平成元年に指導要領が改訂になりました。平成元年までは指導要領の1項目に、学校においては特色ある教育活動を実施しなさいという内容が以前あったんですが、元年の改訂で各学校は特色ある教育活動をとというふうに校長の責任が非常に重くなったんです。今までは全てが一並びだったんですけれども、平成元年以降は1校1校の実質的な学校経営が望まれるようになりました。そういう意味で、今のような取り組みは非常に興味深いものですから、ぜひ会議等を通じまして校長のほうにも紹介していきたいと思います。ありがとうございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

ぜひその辺の取り組みを普及できたらいいかなというふうに思います。

今、教育長さんのお話の中にあつた竹下校長の著書の中にあるんですが、ノーベル賞の野依博士のお話なんですが、その人がテレビや何かのインタビューで今の学力の低下の問題、学力低下への対策について質問があつたということです。野依教授という人は兵庫県の生まれの方のようで、要するに小さいころは山を駆けずり回ったり、川で遊んだり、何か野豚というあだ名をつけられて、かなり活発な方だったみたいなんですけれども、ではどうしたら学力ということで今教育長さんがおっしゃった部分です。その一家団欒の食事です。家族がそろってゆっくり食事をするんです。それは前段に遠回りのように思えるけれども、それが学力の向上につながるんだというお話をされたということですので、そこまで連なっていくとすればぜひ取り組み

を進めてもいい事業なのかなというふうに思います。

要するに一家団欒の食事というのは、今のこの社会経済の状況の中で非常にそのこと自体が難しくなっているということでもありますので、一家団欒の食事がそういう意味では子供の成長に最も大切だと。それが親や教師の教えを守る人格を形成して学力がつくという流れがあるようでもありますので、ぜひ取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

先ほど申しあげました文科省の富岡さん、この方はぜひ今教育長さんがおっしゃった校長先生方には勇気を持って取り組んでいただきたいというようなことを言うておられますので、ぜひ普及に向けた取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

それからもう1つは、百聞は一見にしかずということわざがありますが、百聞は一体験にしかずということで、ぜひ子供たちにそういった体験をさせられるような食育活動をしていただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (大須賀 啓君)

以上で今野善行君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前9時です。

大変ご苦労さまでした。

午後5時17分 延 会

